

平成30年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成30年9月6日）

議事日程（第2号）	21
日程第1 一般質問	23
1. 山内実貴子 議員	23
2. 山本 精 議員	29
3. 藤本英樹 議員	33
4. 浅田晃弘 議員	39
5. 松本健治 議員	43
6. 垣内秋弘 議員	57
7. 今西久美子 議員	64

平成30年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年9月6日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山内実貴子 議員
2. 山本 精 議員
3. 藤本英樹 議員
4. 浅田晃弘 議員
5. 松本健治 議員
6. 垣内秋弘 議員
7. 今西久美子 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場 哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本 精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口 整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

町	長	西	谷	信	夫	君								
副	町	長	山	下	康	之	君							
教	育	長	増	田	千	秋	君							
総	務	部	長	奥	谷	明	君							
健	康	福	祉	部	長	久	野	村	観	光	君			
建	設	事	業	部	長	野	田	泰	生	君				
ま	ち	づ	く	り	整	備	推	進						
担	当	部	長	黒	川	剛	君							
教	育	部	長	光	嶋	隆	君							
総	務	課	長	清	水	清	君							
企	画	財	政	課	長	矢	野	里	志	君				
税	住	民	課	長	長	谷	川	み	ど	り	君			
介	護	医	療	課	長	廣	島	照	美	君				
健	康	児	童	課	長	立	原	信	子	君				
建	設	環	境	課	長	垣	内	清	文	君				
プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	推	進	課	長	山	下	仁	司	君
産	業	観	光	課	長	木	原	浩	一	君				
上	下	水	道	課	長	青	山	公	紀	君				
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	馬	場	浩	君	
学	校	教	育	課	長	岩	井	直	子	君				

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、一言、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

去る9月4日、台風21号により関西地方を中心に大きな被害をもたらしました。犠牲となられた皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様とそのご家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、人的被害は報告されておりませんが、倒木等多数発生するとともに、多くの地域で長時間にわたり停電となりました。高尾地区では今も停電が続いております。7月豪雨、台風12号及び21号における被害も生じており、早期の復旧・復興を願うところであります。

また、今朝ほどは北海道で大きな地震が発生したようでございますが、被害が少ないように願う次第であります。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○9番（山内実貴子） おはようございます。9番、山内実貴子でございます。

9月に入りましたが、いまだ過酷な猛暑が続いており、異常気象と言われる中、先ほど議長からもお話がありましたが、つい2日前には最大級と言われる台風21号が猛威をふるい、宇治田原町では倒木等があったものの、人的被害がなかったのが幸いなところですが、ただ、その後の停電が広範囲にわたり、回復までに時間がかかり、心配なところですが。職員の皆様、また関係の方々には夜を徹しての対応に当たってくださり、感謝しております。

また、本日未明には、北海道で震度6強と言われる大地震があり、不安なところです。いつ起こるかわからない災害には、やはりしっかりとした備えが必要だと実感もしております。

6月より思わぬ被害をもたらした大阪北部地震、また今回の北海道での地震、7月の豪雨災害、次々に発生する台風による被害など、全国でたくさんの方が被災されております。宇治田原町でも7月の豪雨で高尾地区への道に土石崩落があり、復旧に向け取り組んでいただいているところではありますが、この間の災害で被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をと願っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、命を守る施策、熱中症対策についてお伺いいたします。

熱中症対策については6月議会にも質問させていただき、訪問時や機会あるごとに声かけを行い、啓発に努めるとご答弁をいただき、特に熱中症のリスクが高いとされる高齢者や未就学児の保護者などに、予防啓発に努めていただいたところです。

しかし、この夏の暑さは災害級とも言われている中、今後、来年度以降も暑さがおさまるといことは非常に考えにくいところです。連日最高気温の更新、大阪・堺でも39.7度、全国的には40度を超える気温が記録されています。熱中症搬送者は7月で前年の2倍、過去最多、4月30日から8月5日までに7万人を超え、亡くなられた方が138人に。搬送された方のうち、65歳以上の高齢者が3万4,321人と半数近くを占めました。病院施設でも、熱中症の疑いで複数の方が亡くなられたとの報道もありました。

身近なところでも、高齢の方が昼間の暑い時間でもクーラーを使わず過ごしているとの声を多数聞きます。「この暑さは今までにないものだから」と幾ら言っても、聞き入れられない。これは電気代が高額になるかもという懸念と、クーラーイコール冷える、体に良くないという根強い拒否反応があるからだと思われまます。このような懸念を払拭する具体的な室温調節についてなど、熱中症への予防策の啓発と、夏限定で例えば高齢者だけのご家庭には、電気代を半額補助にしてでも意識を変えていただく対策が必要です。

今後、熱中症対策は高齢者のみならず、全町民の命を守る施策として重要な取り組みとなります。これから、また次年度も、熱中症対策のさらなる強化をと考えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、本日、明日と2日間にわたり、平成30年第3回町議会定例会におけます一般質問ということでご参集を賜わりまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

一昨日の台風21号は記録的な暴風を伴い、日本列島を直撃し、強風で倒木による道路の寸断や広範囲での停電など、各地で甚大な被害をもたらしたところでございます。

本町におきましても、幸いにも人的な被害はなかったものの、多数の倒木や町内各地で停電が発生し、住民の皆様、また議員の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしたことに對しまして、心からおわびを申し上げます。

また、本日、午前3時8分に北海道において震度6強の地震が発生をいたしました。広範囲にわたる被害が報道されておりますが、被害ができる限り少ないことを願っております。

本日は7名、明日は3名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして簡潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの山内議員の質問につきましてご答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

今年の夏は体温をはるかに超える記録的な猛暑となり、気象庁においても、この夏の気温の高さを30年に1度の異常気象と認めています。また、連日にわたり熱中症関連のニュースが報道されているところでございます。

このような中、本町の取り組みといたしましては、民生児童委員協議会におかれましては、熱中症予防啓発うちわを作成され、高齢者宅を訪問していただき、地域包括支援センターにおきましても、対象家庭への電話や訪問時に合わせて部屋の温度調節、水分補給等の予防方法について、こまめに声をかけて行っているところでございます。保健センター、保育所、子育て支援センター、各小・中学校等におきましても、機会あるごとに予防普及啓発、注意喚起等、熱中症対策を講じているところでございます。

室温調節の方法につきましては、エアコンを設置されていないご家庭や、時間帯や地域によっては窓からの風で涼しいから大丈夫などと言われる高齢者の方がおられることも存じておるところでございます。そのようなケースにおきましては、理解を得られる

よう、また十分体調管理をしていただけるよう、家族の方も含め、説明に努めているところでございます。

熱中症対策としては、まず啓発事業が重要であると認識しており、適切な予防方法を知っていただくためにも、庁内各課が連携し、早い時期から啓発活動を行うとともに、以前とは違う異常気象が続く中、さらなる予防対策について調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 以前とは違うとのご認識で、さらなる予防対策について調査研究を行っていくとのご答弁に期待し、これからも宇治田原町の住民の皆様が災害級とも言われるこの異常気象の中でも大切な命を守る行動、自分の命は自分で守ることができるよう、啓発活動、予防対策をお願いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

地区防災計画と防災訓練についてです。

近年、異常気象の頻発が起こる中、今夏も記録的な猛暑、迷走台風と異常な天候に見舞われています。全国で甚大な被害が出ている異常気象に対して、一人一人が自分の命は自分で守るという原点に立ち返ることが大切になってきます。災害に備えるため、町で作成した地域防災計画を確認し、自治会や企業などが実情に応じた防災活動の計画として、災害時に誰が何をどれだけどのようにすべきかを作成することで、地域の防災意識と防災力の向上を目指している地区防災計画の普及も注目されているところです。宇治田原町では、このような取り組みはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 平成28年3月に改定しました宇治田原町地域防災計画の一般計画編に、地区防災計画作成の推進を記載しています。この地区防災計画につきましては、「町内の一定の地区内の住民や事業者は防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるもの」とし、「必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる」こととなっております。

また、「町は、提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、町地域防災

計画に地区防災計画を定める」と規定されているところでございます。

今後、さらに地域の防災力の向上を図るためにも、地区防災計画策定に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 各区の自主防災会では、その地域に合った訓練をと力を注いでいただいています。ただ、被害は起きないのが一番ではありますが、実際に災害被害が起きないと危機意識が薄れてしまうという問題もあります。

そこで、宇治田原町内での各自主防災会での訓練の交流、また近隣の自治体の訓練を見学するなど、新たな取り組みを通して防災意識の向上に努めてはとありますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 自主防災組織による初期消火、被災者の救出、救護、避難訓練など、自主防災訓練を実施することは、地域の防災力の向上を図る上でも非常に重要なことと考えておるところでございます。各地区の自主防災会の交流につきましても、他の自主防災会の訓練内容を参考とし、災害時に備え、さらなる訓練の成果を得るためにも有効な手段であると思います。

今後、共同での開催や訓練への参加などに対する情報提供も含め、自主防災活動に対する支援を積極的に行ってまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 地震から身を守る行動を一斉に行うシェイクアウト訓練や、特に避難所体験訓練は実際に一人一人が行動をとり、災害時どんなことが起こるのか、またどんなことが大切でどんなものが必要なのかなど、さらに意識を持つきっかけとなる訓練です。近隣自治体の訓練なども参考にして、導入もご検討いただきたいと思います。

また、防災訓練に子どもたちにも積極的に参加を呼びかけることが大切ではないでしょうか。これは防災教育として、自主防災会の活動や消防団の継承につながっていくと信じます。そして、異常気象と呼ばれる気候や自然災害についての確認や、次々に開発されている備蓄品についてなど、防災会議の開催をぜひ行っていただきたいと思います。

また、これは以前にも質問し、ご答弁をいただきましたが、防災会議に女性委員の登

用をとということについて、自主防災会や防災関係機関と協議をする中で、人選も含め検討したいとされていまして、早期の実現を期待しているところです。

次に、web版防災マップについてお伺いたします。

大規模な洪水や土砂災害が広範囲で起き、多くの犠牲者を出した西日本豪雨で改めて見直されているのが、ハザードマップ（被害予想地図）の重要性です。ハザードマップは地形や地質などから洪水や土砂災害のほか、地震などの自然災害を予想し、警戒すべき区域や避難ルートなどを明示しています。住民は居住地の危険度を認識し、備えを進めていくことが可能です。甚大な被害が出た岡山県真備町地区の浸水地域は、市が作成した洪水・土砂災害ハザードマップの想定とほぼ重なっていました。一方、広島県福山市では、ハザードマップで指定していなかった農業用ため池が決壊し、死者が出るなどの被害が発生しました。既存のマップを再点検する必要性も浮き彫りになりました。

各自治体は、地域の特性に応じたマップを作成し、住民に配布したりインターネット上に掲載したりして周知しています。課題はその存在を知っている住民が少ないことです。6月の大阪北部地震が起きた折、宇治田原町でも防災マップの存在を初めて知ったという方がおられました。宇治田原町でもインターネットに掲載している防災マップ（ハザードマップ）の周知をさらに進めていただきたいと思います。

兵庫県伊丹市では災害時の情報伝達の手段として、電話やパソコンが使えなくても住民が迷うことなく防災拠点や避難所にたどり着くことができるようにするため、民間事業者の技術や知恵を活用して、スマホ向けの防災マップアプリの発信を導入しました。町の防災マップ、浸水情報や避難所、AED設置施設、またアイコンをタッチすると住所も表示され、GPS機能で自分の現在地もわかるものです。このようなweb版防災マップの導入も、防災意識の啓発と周知に有効ではないでしょうか。災害時ではなくても、いつでも確認できることができます。これが住民の皆様の安心・安全につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 宇治田原町防災マップにつきましては、平成28年3月に改正し、町内に全戸配布するとともに、宇治田原町ホームページにも掲載をしているところでございます。住民の皆さんへの周知としましては、防災展示や各地区の自主防災会の訓練で、防災マップを利用しまして土砂災害警戒区域などを確認していただくことによりまして、防災マップの周知も行ってきたところでございます。

ご質問のありましたweb版防災マップでございますが、京都府は平成28年4月に、インターネット上に京都府マルチハザード情報提供システムを開設したところでございます。このシステムは、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、さまざまなハザード情報等を地図上に重ねて表示でき、作図機能を用いて避難経路も描くことができるシステムとなっております。誰でも手軽に町のハザード情報を閲覧することができるシステムとなっておりますので、住民の皆さんにもぜひともご活用いただきたいと考えております。

つきましては、さらなる周知に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 河川について、今まで田原川及び禅定寺川での水位計により、情報提供を受けておりましたが、先日は京都府が犬打川にも水位計を設置すると決定したとお聞きしました。設置されれば、犬打川でも水位計によるリアルタイムの情報が得られることとなります。これはまた1つ大きな成果と言えらると思います。今後も災害時、知りたい情報がすぐ得られる簡単なシステムの構築が大切だと思います。

京都府が開設している京都府マルチハザード情報提供システムも、住民の皆様に活用していただけるよう、ぜひ機会をつくって周知をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

続きまして、山本精君の一般質問を許します。

山本君。

○7番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。

まず、1件目は鳥獣被害対策について、特に猿の被害対策についてです。

今、全国的に鳥獣被害が大きな問題になっていることは、周知のことです。宇治田原町でも猿による被害は一時的に少なくなりましたが、また最近広がりを見せています。楽しみで農作物を作っておられる人のトウモロコシはもちろん、玉ねぎやジャガイモなど、全滅させられるという声をよく聞いています。町としては、猿の被害の実態と生息数の推移はどのように把握していますか。答弁を求めます。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問の野猿の被害、生息数につきましては、宇治田原町

森林組合に委託している野猿等追い払い隊や、町職員による追い払い等により状況の把握に努めています。被害の状況といたしましては、5月ごろの農繁期を迎え、農作物の苗等が定植された以後、特に山際付近の家庭菜園等に出没する回数が増えてきており、被害が出ていることも把握しています。

また、野猿の生息推移につきましては、前年より約10頭の増で、町内での生息数は31頭から35頭と把握しております。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） わかりました。現在、町内での猿の生息数は31頭から35頭と把握しているとのことですか。

そこで、次に猿の行動の把握についてお聞きします。

現在、まちには猿の集団は幾つおり、その行動の把握はどのように行っていますか。住民からの猿の出没の情報や野猿追い払い隊の方々の協力で、パトロールなどを行っていると思いますが、どうしても後追いの活動になっています。以前は猿に発信機をつけて、発信機の電波を受信しながら位置確認をしていたようですが、現在はどうなっていますか。答弁を求めます。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現在、町内には奥山田、南を省く地区を行動範囲としている宇治田原A群と、本町奥山田地区と和束町を行動範囲としている和束A群の2つの群れが生息しています。行動の把握については、住民の通報や野猿等追い払い隊が町内を巡回する中で、野猿に装着してある発信機から電波を受信し、追い払いや行動の把握に努めているところです。

発信機については、現在、和束A群に装着されており、今年度に宇治田原A群にも装着を予定しています。今後、追い払い等が効率よく図れるよう取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 猿は今、日の出から日の入りまで、この間行動期間にすると聞いています。現在の猿の把握は、先ほども言いましたけれども、住民の被害の報告や発見報告、また野猿追い払い隊の方々などの報告など、どうしても後追いの活動になってしまっています。今、答弁にありましたが、今年度には宇治田原のA群にも発信機をつけると言っていますが、発信機は受信機を持っている人のものしか把握できないというふう

に思います。

また、発信機をつけても猿が出没した地域、場所を住民に知らせる方法など、どのように考えていますか。答弁を求めます。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現在、発信機での野猿の行動把握をすることにつきましては、野猿の追い払い隊が効果的に追い払いを実施するために装着しているもので、発信機の電波を受信しながら位置を確認し、野猿を山への追い払いを実施していただいております。また、追い払い隊から住民が現地において情報を得ることもできます。

今回、宇治田原A群にも発信機を装着し、さらなる効果的な追い払いを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今の答弁では、追い払い隊から住民が現地で情報を得られるようにするというのですが、より有効的に猿の居場所を知らせる方法として、今、全国各地でGPS首輪を活用したニホンザルの行動地域調査を実施しているところであります。捕獲した猿にGPS首輪を装着して、再び山に放った上で位置情報を把握し、捕獲檻などを有効的に設置できるようにするのが目的のものであります。GPSの機能がついた首輪とアンテナ、タブレットPCがセットになっており、首輪をはめられた猿がどのように移動するのがタブレットの地図上で確認できるシステムとなっています。

また、GPSはスマートフォンやパソコンなどでも確認でき、必要であれば誰でも猿の居場所を把握することができ、より有効であると考えますが、町としても府に要望を強めてはどうですか。町の考えをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご指摘のとおり、GPS首輪での猿の高精度の行動域調査は有効であります。本町ではこれまでの調査業務により宇治田原A群、和東A群の行動把握はできており、電波発信機を活用した追い払いによる被害防止を実施しているところでございます。現状において、総合的に判断して発信機による野猿の行動把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今の答弁で、発信機による調査を進めるということですが、GPSの行動の把握は考えていないということですが、実際、猿の行動を把握し、必要な方に

情報を提供し、それぞれが対策を講じることで猿の被害を防ぐことができる、このように私は考えています。その点、必要な方が情報提供を受けられるGPSの活用を求めまして、次の質問に移ります。

次に、2件目、観光振興、観光客の受け入れ対策について質問します。

近年の奥山田正寿院への関心の高まりや、今年は湯屋谷の「宗円交遊庵やんたん」のオープン、家康伊賀越えの道の整備など、町としても観光への力を入れているところがありますが、宇治田原町にもほかにも色々観光するところはいっぱいあります。現在、土日祝日には観光周遊バスの運行をして名所巡りをしているところではありますが、もっと観光客を受け入れるためにも、観光案内所を作る必要があるのではないかと思います。町の考えは。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご承知のとおり、本町では平成27年度に宇治田原町観光振興計画を策定し、行政と民間、住民などの関係者が連携協力しながら、観光によるまちづくりの推進に力を注いでいるところでございます。昨年度はお茶の京都のターゲットイヤーとして山城地域一帯でお茶の京都博が開催され、平成29年の山城地域の観光入り込み客数は前年対比108%と過去最高を記録する中、本町においても様々な取り組みの結果、前年対比110%、15万人を超える観光客に足をお運びいただきました。

このような中、本町では観光交流をさらに推進するための基盤整備として、お茶の京都の重点的交流拠点である湯屋谷地区において、新たな交流拠点施設を整備し、本年6月30日、宗円交遊庵やんたんとしてオープンさせていただきました。施設の入り口付近には情報発信コーナーを設けており、本町の総合観光ガイドブックやスイーツマップや飲食店マップなどの案内地図、観光周遊バスや路線バスの時刻表などを配架しているほか、施設の運営団体1738やんたん里づくり会の皆様が、電話による問い合わせ対応や接客を通じたきめ細かな情報提供に取り組んでいただいております。

さらには、運営団体の皆様の創意工夫により、お茶のまちならではの体験プログラムや飲食などのおもてなしを提供いただいております。単なる観光案内にとどまらない魅力を付加することによって、全国各地のリピーターを獲得されるなど、着実に宇治田原ファンを増やしていただいているところでございます。

このように、宗円交遊庵やんたんでは観光案内をはじめ、本町の魅力発信を担っていただいていることから、本町といたしましては、こういった機能をパブリシティやイ

ンターネット、お茶の京都DMO、京都市内の観光案内所などを通じて積極的に発信することによって、さらなる交流促進につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 昨年、お隣の和束町では、4月10日に観光案内所をオープンされました。ネットで見ますと、「和束町に来たはいいけど、どう回ったらいいの？オススメのスポットは？そんな時は、観光案内所にお立ち寄り・お問い合わせください。各種パンフレットや地図、バスの時刻表なども取りそろえてお待ちしております。釜塚の茶畑を目の前に見ながら、お茶もお召し上がりいただけます。」こういうふう宣伝をされています。

ただいまの答弁で、宗円交遊庵やんたんで観光案内をはじめ、本町の魅力発信を担っていただいているとのことですが、それならばここを観光案内所として明記し、PRすべきではないかと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 宗円交遊庵やんたんは観光案内機能に加え、体験、飲食、物販、施設貸し出しなどの多様な機能と、交流を通じた地域活性化という目的を持ち合わせた施設であるため、総合的に交流拠点施設という呼び方をしています。そのため、かえって観光案内を行っていることが伝わりにくい面もあろうかと考えますので、広報等における表現をよく検討させていただき、より効果的にPRできる方法をとってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今の宗円交遊庵やんたんが観光案内を行っていることが伝わりにくい面もあろうかと考えますので、広報等における表現をよく検討させていただき、より効果的にPRできる方法をとってまいりたいとのことですが、この際、ぜひとも観光案内所として発信できるよう、町としてなおPRをお願い申し上げまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山本精君の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹君の一般質問を許します。

藤本君。

○8番（藤本英樹） 改めまして、皆様、おはようございます。8番、藤本英樹でござい

ます。

通告に従いまして、第3回定例会一般質問を行いたいと思います。

まず、自然災害時における危機管理体制と公共施設の安全確認について質問します。

西日本豪雨災害は7月5日から7日にかけて、台風7号通過に伴う梅雨前線の活発化から西日本各地で記録的豪雨に見舞われ、広島県、岡山県、愛媛県で甚大な被害が生じました。まずもって、この豪雨で亡くなられた方に対しお悔やみ申し上げますとともに、被害を受けられた皆様方に対して心からお見舞い申し上げます。

京都府においても、綾部市、亀岡市、舞鶴市で合わせて5名の方がお亡くなりになられ、住宅の全壊や床上浸水などの被害が報告されております。宇治田原町でも高尾や郷之口地区で道路法面の崩落が発生し、懸命の復旧活動にもかかわらず、いまだ高尾地区へは猿丸神社側からの林道しか交通手段がない状態となっております。

また、平成30年6月18日午前7時58分ごろ、大阪府北部を中心に最大震度6弱の地震が発生いたしました。この地震で高槻市内に通学する小学生が倒壊したブロック塀の下敷きとなり犠牲になられたほか、全体で4名の方が亡くなられ、400名以上の方が負傷され、近畿地方では平成7年に発生いたしました阪神大震災以来の大きな地震災害となりました。宇治田原町でも震度4を観測し、高齢者1名が負傷され、役場庁舎の3階窓ガラスが損傷したということでした。

そこで、地震、豪雨災害、台風など自然災害発生時における災害別危機管理体制について質問いたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 近年、今までに経験したことのないような災害が全国各地で発生しております。また、今年に入りましてから、6月には大阪府北部地震、7月上旬には西日本を中心に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨、さらには台風12号、そして台風20号、21号と相次いで近畿地方を通過したところでございまして、いつどこで災害が発生するかわからないのが現状でございます。

本町といたしましても、あらゆる災害に対応していかなければならないと考えており、平成28年3月に改定しました宇治田原町地域防災計画におきまして、災害全般に対する一般計画編、地震対策として震災対策編、危険物等の事故、林野火災、道路災害などその他の災害に対する事故対策編によりまして、各種の災害に対応できるよう体制等の整備を図っているところでございます。災害対応、また防災・減災対策は待ったなしの

状況でございますので、今後も地域防災計画に基づき、安心・安全なまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 大阪北部地震で高槻市内の小学生が犠牲になられた第一の原因は、小学校のブロック塀が地面からの高さが3.5mもあり、建築基準法施行令では、高さ1.2mを越す塀には一定の間隔ごとに強度を高めるための控え壁を設置することが定められております。今回の高槻市の壁は控え壁がないことに加え、高さも2.2m以下という基準を超えておりました。

今回の地震が6月定例会会期中であったこともあり、西谷町長は定例会閉会の挨拶の中で、教育施設、通学道路周辺は調査を行い、安全を確認できたと報告されました。その後も、念には念を入れて町内3小学校に再度安全確認を指示し、ブロック塀があるのは田原小学校のみでありましたが、法令違反はなく、安全確認もできたということでありました。

また、通学路におけるブロック塀は、学区ごとに危険箇所を確認するよう指示を出されたようで、その結果については、平成30年7月18日付京都新聞朝刊で、対応が必要な危険箇所はなかったと報道され、7月23日文教厚生常任委員会の席上でも報告がなされました。

教育施設などの安全確認は、通学路も含め対応いただきましたが、ほかにも町が管理する施設は多数ございます。公共施設、例えば総合文化センター、住民体育館、また、もし避難勧告などが発令された場合、地域の一時避難所となる各地区公民館、自治会館などの施設周辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 藤本議員の質問にもございましたように、去る6月18日の大阪府北部を震源とする大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し、小学生が犠牲となられる痛ましい事故が発生をいたしました。本町におきましては、小・中学校施設の点検を行い、安全を確認したところであり、通学路についても危険な箇所がないか点検を行い、危険箇所はありませんでしたが、今後も各課連携のもと十分注意を払うよう、安心・安全な通学路となるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、本町の避難所を含む公共施設につきましては、危険なブロック塀がないか確認を行い、危険箇所はなかったところでございます。

ご質問の避難所等につきましては、その避難所経路において危険箇所が存在する可能性もあることから、町広報紙8月号において自然災害についての特集記事を掲載し、ブロック塀の安全確認についても、わかりやすく図で示す中で啓発をさせていただいたところでございます。

いつ起きるかわからない地震などの自然災害に備えて、再度の安全確認と防災意識を高めること、また、いざというときの地域の方同士の助け合いは非常に重要であり、今後も機会あるごとに啓発をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようによろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 近畿地方に直接影響はございませんでしたが、沖縄県の宮古島や先島諸島を通過した台風8号は、1959年の伊勢湾台風や2014年の台風8号と同じ規模の勢力を保持していたスーパー台風クラスで、風速70m以上の暴風域を伴っておりました。

また、先ほど議長や町長、山内議員の挨拶にもございましたが、本定例会会期中の9月4日にも台風21号が今年上陸した中で最大級の勢力を維持したまま、四国から近畿地方を通過いたしました。四国、近畿地方を中心に多大な被害が発生し、町内各地でも倒木が相次ぎ、南では倒木により住宅に被害が生じ、地域によっては長時間停電に見舞われました。さらに、本日未明、午前3時8分ごろ、北海道で最大震度6強の地震が発生し、大規模な土砂崩れが起き、けが人や住宅被害が多数発生していると報道されております。

地震、台風、集中豪雨などの自然災害は、いつ発生するものか予想がつきません。近い将来、必ず発生すると言われております東南海地震、地球全体の温暖化に伴い、この日本の気象条件も亜熱帯化しております。念には念を入れて体制整備を整えていただくことが、自然災害大国に暮らす住民の安心・安全につながるものと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

高齢者事故防止対策について質問いたします。

昨今、高齢者ドライバーが運転中に操作を誤ったり、高速道路を逆走するような事故

が多発しており、ニュースで報道される機会が増えております。交通事故は、その程度によっては被害者はもちろん、加害者にとっても今後の人生を左右する大きな事件であると認識しております。全国における平成28年度末の運転免許保有者数は約8,221万人で、27年度末に比べ約6万人(0.1%)増加しております。このうち75歳以上の免許証保有者数は約513万人で、75歳以上の人口の約3人に1人となり、この数字は27年度末に比べ約35万人(7.3%)増加しており、今後も増加すると推測されます。

また、今後の高齢化率は総人口が減少する中で高齢者人口が増加することとなり、2036年には33.3%と3人に1人、2042年以降、高齢者人口が減少に転じた後も上昇を続け、2065年には38.4%に達すると推測されております。

このような背景の中、高齢化の進展に伴い、高齢の運転者が増加し、高齢運転者が第一当事者となる交通事故件数が増加する傾向となりました。この状況を踏まえ、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、高齢者運転免許証自主返納施策が制度化され、個人の問題としてではなく、社会的な問題、行政課題と認識されつつあると感じております。

こうした中で、宇治田原町においても、65歳以上の高齢者が自主返納した際の支援として、5,000円のICOCAを交付する施策をとっておられますが、制度開始からこの支援を受けて免許証を自主返納された方の推移について確認いたします。

○議長(田中 修) 清水総務課長。

○総務課長(清水 清) 平成29年中に京都府内で発生した全交通事故のうち、高齢者が関係する事故は2,307件、また交通事故によって66人の方が亡くなりましたが、そのうち約62%に当たる41人を高齢者が占め、過去最高の割合となりました。

なお、高齢ドライバーが第一当事者となる交通死亡事故は、15件発生しております。

このデータからもわかりますように、高齢者が関係する事故は、高齢者の運転に起因して起こったものと、高齢者が歩行中などに交通事故に遭遇したものの二通りの事故が発生しているところでございます。

本町といたしましても、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方を対象としまして、運転免許証自主返納者への支援策を平成29年度に制度化し、24名の方から申請をいただいたところでございます。平成30年度につきましても、引き続き継続実施しており、8月現在で12名の方から申請をいただきました。今後も

町広報紙への記事の掲載や、ことぶき大学などの機会を通じまして、運転免許証自主返納につきまして周知、啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 予想していた数字よりも返納されている方が多いことに驚きましたが、事故を起こしてしまいますと、相手方への賠償問題、道義的責任、行政処分、刑事罰などがのしかかり、幾ら保険に加入しているからといっても、保険会社が対応できるのは賠償問題のみであり、身体的、精神的な負担を考えると大変なことだと感じております。

しかしながら、周囲の人間よりも一番大事な高齢者本人が、判断の遅れなど自分の身体的衰えに気付いていないことが一番の問題であると感じております。政府や自動車メーカーでは、ドライバーが間違っただアクセルを踏むと自動でブレーキがかかって衝突を回避しようとする自動ブレーキシステムや、誤発進防止、斜線のはみ出し防止などの機能を搭載した安全運転サポート車、通称サポカーの普及を進められております。

全国各地で問題となっている高齢者ドライバーの運転操作ミスや通行区分違反による交通事故が、いつ宇治田原町で発生するかわかりません。宇治田原町は周囲を山に囲まれた山間部で、公共交通機関はバスのみであり、鉄軌道はございません。町民の多くは車が唯一の移動手段であり、日常生活には欠かせないいわば日常必需品でございます。こうした状況の中、免許証を自主返納いたしますと、直接日常生活に大きな影響を与えてしまいます。自主返納した際の奨励施策として、I C O C Aの増額やバスの乗車割引、公共交通施策の見直しなどのほか、先ほど申し上げたサポカー普及など、高齢者ドライバーの安全対策について、町の考えをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 運転免許証自主返納者への支援策といたしましては、予想を上回る申請をいただきました。今後も引き続き、高齢ドライバーによる交通事故が1件でも減少しますよう、支援策を継続実施してまいりたいと考えております。

また、国の施策といたしましては、高齢運転者対策の推進のため、平成29年3月12日に施行されました改正道路交通法に基づき、75歳以上の運転者が更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判断されれば、違反の有無にかかわらず、臨時の適性検査として医師の診断が義務づけられました。

また、経済産業省では、高齢運転者等による交通事故対策の一環として、自動ブレーキなどの先進安全技術を備えた安全運転サポート車の普及啓発の取り組みを推進しているところがございます。

本町といたしましても、国や京都府に対し安全運転サポート車のさらなる普及啓発を訴えてまいりますとともに、あわせて住みよいまちづくりを目指し、創意工夫による公共交通への誘導等を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 免許証を自主返納いたしますと、宇治田原町で移動手段はバスのみであります。バスという移動手段は幹線道路まで移動しなければ乗車できず、高齢者の方にとっては自宅からバス停まで行くのが困難だと思っておられる方もいらっしゃいます。高齢者の方々に利便性を感じてもらえるのは、ドア・ツー・ドアのサービスであると感じます。町内福祉施設のデイケアサービスワゴン車は、自宅と施設をドア・ツー・ドアで送迎されております。この方法をすぐに公共交通施策に取り入れることは困難かとは思いますが、何か手だてを考えなければならない現状に差しかかっているのだと思っております。

また、自主返納いたしますと、直接日常生活に大きな影響があると考えられている高齢者は多くおられますことから、乗られるのであれば、暗くなったら乗らない、なるべく遠くへは行かない、スピードは出さないということを中心に心がけて乗ってもらうことだけでも、危険度は低くなると考えられます。こうした運動を行うことも大切であると感じますし、警察との情報の共有によるマンツーマンでのドライバーへの支援の取り組みも、今後検討する必要があるのではないかと思うところがございます。

先ほども申し上げたとおり、交通事故はいつ発生するかわかりません。悲惨な事故が起きてからでは遅く、早急な改善策の検討をお願い申し上げまして、第3回定例会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、藤本英樹君の一般質問を終わります。

続きまして、浅田晃弘君の一般質問を許します。

浅田君。

○5番（浅田晃弘） それでは、通告に従いまして、5番、浅田晃弘が一般質問を行います。

私は平成30年各定例会の一般質問において、安心・安全なまちづくりについて質問を行ってまいりました。今定例会においても、町民の皆さんが安心・安全な生活が送れるように、引き続き質問をいたしたいと思えます。

今回は、災害時相互応援協定について質問を行います。

本町では遠方の自治体と協定を結ぶことで、大規模な被害が発生した場合でも、お互いに有効な相互応援が可能となることから、東では岐阜県揖斐郡池田町と、西では兵庫県加東市と災害時相互応援協定を締結されました。また、府内では以前より広域で相互応援協定を締結されていますが、隣接する滋賀県の甲賀市、今年8月には大津市とも協定の締結を実施するなど、災害時の備えとして本町が隣接する全ての自治体と協定が締結され、心強く、また嬉しく思う次第であります。

そこで質問ですが、協定市町同士の連絡、連携、または交流は協定には必要不可欠と考えますが、どのように交流をされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災や、まだ記憶に新しい平成23年3月の東日本大震災を契機に、大災害に備え、遠方の自治体間で相互応援協定を結ぶ動きが全国的に広がりを見せています。本町におきましても、近隣市町における同時被災も想定に入れる中で、災害時相互応援協定の締結を積極的に取り組んできたところであります。選定に当たりましては、お茶の産地間同士という特性を生かし、締結条件に見合った自治体を選定する中で、東部方面につきましては、平成27年5月に岐阜県揖斐郡池田町と、また西部方面につきましては、平成29年7月に兵庫県加東市とそれぞれ災害時相互応援協定を締結したところでございます。

さらに、隣接している滋賀県甲賀市とは平成28年8月に、また、本年8月には大津市とも協定を締結し、災害時の対応強化を図ったところでございます。

ご質問の協定市町との交流につきましては、それぞれの防災訓練への参加や地震、豪雨などの災害の危険性があるときに、それぞれの市町で状況確認を行う中で、災害発生時の相互協力、相互支援を行っているところでございます。

また、平時からの交流を推進することにより、顔の見える関係を築くため、現在は池田町とお互いのふるさとまつりに参加するなど、お茶を通じた産業交流を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 昨今、全国各地で大規模災害が発生し、いつ発生するかわからない大規模災害に備えて、日ごろから協定市町同士の交流は、きっと災害発生時によりよい関係を築く上で有効であると考えます。

私は防災面での連携に限らず、池田町と実施されている産業交流を参考にして、協定市町との相互理解や信頼関係をさらに深めるために、将来を担う少年少女のスポーツ交流や文化交流など、幅広い交流ができればよいと考えますが、今後の交流の考えを再度伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

今年に入りましてから、6月には大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪府を中心に多大な人的・物的被害が出ました。また、7月上旬に発生しました平成30年7月豪雨では、西日本を中心に全国各地に大変な大きな被害をもたらし、平成最悪の豪雨災害となったところでございます。

また、同じく7月の終わりには台風12号が日本に上陸し、東から西に進む異例の進路をたどり、町内でも暴風雨による倒木で道路をふさぐなど、被害が出たところでございます。その後は台風21号、また、本日も北海道では震度6強の地震が発生をしたところでございます。

本町といたしましては、いつ起こるかわからない災害の発生に対する十分な警戒と対策が大変重要であると常々認識しているところであり、大規模災害が発生した際には、災害時相互応援協定による締結市町の支援が大きな力となると考えておるところでございます。そのようなことから、協定市町同士の日ごろからの交流は強固な信頼関係を築く上でも大変重要であり、産業や文化・スポーツなどの色々な分野で草の根交流を推進できますよう、協定市町とも協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようによろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 協定市町との交流、よろしくお願いをいたします。

次に、災害時の防災情報伝達についてお聞きします。

先ほども答弁にありましたが、今年に入り、6月には大阪府北部地震、西日本を中心

に大きな被害をもたらした西日本豪雨災害、また今回の台風などたび重なる襲来と、いっどこで大規模災害が起こるかわからないのが現状であります。これまでも全国各地で発生している震災や豪雨災害、土砂災害といった大規模災害を教訓として、防災・減災対策に欠かせないのが、住民への災害時の情報伝達システムであると思います。これまでの広報車による広報では、豪雨時においては窓を閉めていることもあり、何を言っているのかわからないといった声もよくお聞きするところでもあります。

特に町内において、高齢化率の高い地区では、早目の確実な情報伝達を早急に整備する必要があると考えますが、現在の情報伝達システムの整備状況と今後の計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 本町では平成27年度に情報伝達システム整備基本構想を策定し、この基本構想に基づき、平成28年度には行政系ネットワーク網を活用したIP告知システムを町役場、各小・中学校、保育所、総合文化センターに、平成29年度には住民体育館にも整備したところでございます。

本年度には、IP告知システムと連動した屋外長距離スピーカーを整備することにより、Jアラートなどの緊急情報を即時に情報伝達する予定でございます。現時点におきましての情報伝達は、サイレン吹鳴、広報車による広報、緊急速報メール、防災情報メールや自主防災会の連絡網を活用いただき、行ってきたところでございます。

ご指摘のとおり、豪雨時においては広報車による広報の音声聞き取りにくい、何を言っているのかわからないといったご意見も頂戴しているところでございます。

つきましては、明瞭な音声である長距離スピーカーの整備を可及的速やかに実施しますとともに、音声の届かない地域につきましても、早急に検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 情報伝達システム整備基本構想に基づき、情報伝達システムを整備していくとのご答弁をいただいたところですが、広報車による広報が聞き取りにくいとともに、情報が伝わるまでに時間がかかり、逃げ遅れるといったことも考えられると思います。先の豪雨災害でも、高齢者を中心に逃げ遅れにより命を落とされた方も多数報道されていたところです。

本町が災害に強いまちとなるためにも、一刻も早い情報伝達システムの構築が喫緊の

課題であると思いますが、町のお考えをお聞きします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

本町は多くの道路が川沿いに整備されていること、町内の北西部、東部、南部の広い部分を山地が占めていることから、河川氾濫や土砂崩れなどの災害が想定されるため、広範囲の広報が必要となります。また、道路の分断などない状況でも、広報車による広報での情報伝達が完了するまでに数時間が必要となり、即時的な情報発信は困難な状況であります。

即時性を持った情報発信を遂行するため、従来からの方法だけでは限界がありますことから、速報性、正確性、一斉性を兼ね備えた宇治田原町独自の防災情報伝達システムを構築することが喫緊の課題となっており、整備スケジュールにより計画的に整備を進めているところでございます。

災害はいつどこで発生してもおかしくない状況ですので、ご指摘いただきましたことも踏まえまして早急に検討し、早期に情報伝達システムの整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） ありがとうございます。

町民の皆さんが安心して住めるまちを目指し、宇治田原方式と呼ばれるようなすばらしい情報伝達システムの整備をよろしくお願ひし、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、浅田晃弘君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩を行います。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時22分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、松本健治君の一般質問を許します。松本君。

○2番（松本健治） それでは、2番、松本健治が通告に従い、質問をさせていただきます。

先ほど来、それぞれ議員の方からいろんな災害の言葉がございました。お見舞いなり

お悔やみの話がありましたので、ちょっと私は省略をしたいというふうに思います。気持ちは全く同様でございます。

その中で、本町では一昨日もそうございましたが、先の7月の豪雨によりまして、町道郷之口高尾線において大規模な土砂崩れによりまして、通行止めが続いております。高尾の皆さんには今なお不自由な思いをされております。そしてまた、2カ月を経過しているわけございまして、日常生活や精神的にもかなりの負担が蓄積されてきているものと存じます。高尾地区の皆さんにも謹んでお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

ただ、また一昨日の台風21号で、大規模な停電によりまして、実に本町の7つの区において長時間の停電が続きました。甚大な生活への影響が出たところでございまして、当該地区の皆さんにもお見舞い申し上げたいというふうに思います。

高尾地区につきましては、今も停電が続いておりまして、これからもちょっと今の段階ではいつごろという目処がついておらない。本当に先の豪雨での追い打ちをかけたような形で、更にさらに厳しい状態ございまして、本当にこの点について、重ねてお見舞い申し上げたいと思います。

町当局におかれましては、この間、西谷町長を先頭に、とりわけ高尾地区への生活へのサポートに気を配っていただいております、また諸施策も実行いただいております、この点については感謝申し上げたいと思いますが、しかしまだまだ開通までの道のりについては、こういう一昨日の台風のようなこともございまして、不確定な面もあるため、町道の通行止め解除に向けて、さらなる最大限の努力をお願い申し上げ、質問に入りたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、役場移転後の跡地の活用につきましてでございます。

平成29年3月議会において、私も新庁舎の関連といたしまして、跡地活用について質問をさせていただきました。今回も私の居住している荒木区だけの問題ではなく、本町の全般的な公有財産の有効的な保全、活用などの関連として申し上げたいと思います。

平成30年度に新庁舎移転、供用開始という予定でございますので、昭和34年に現在の場所に移転されまして、ほぼ60年間にわたりまして、当時としては本町のシンボリックな建物が存在したところであります。その間、国道307号線が新たに開通するなど、本町の姿、形も大きく変化しています。現在の役場とともに、本町の発展もあったものではないかなというふうに思います。地域住民にとっても私自身も、恐縮ではご

ございますけれども、今の役場を見ながら通学し、役場を見ながら通勤をし、生活をしてまいりました。まさに私にとっては、人生とともに近くに役場が存在したということでありまして、現庁舎の存在は非常に大きいものであったと思っています。

しかし、建物の老朽化により、本町のまちづくりの将来を見据えた新庁舎の移転でもございまして、近ごろその危険性が増幅している防災面の拠点として、新庁舎建設移転の方向に間違いはないというふうに判断をいたしております。

については、1年半前にも跡地の活用についての質問をさせていただきましたが、その際、当時の副町長から、昭和34年から現在の場所に移転し、地域の皆さんにお世話になっていると。新庁舎の建設が進めば、跡地については単なる公有財産の処分といったことでなくて、活用を検討していきたいと。他にも、保健センターや子育て支援センターについてもあわせて活用方法を示したいとご答弁を頂戴いたしました。その基本的な考え方に間違いはないと思いますけれども、まず現役場についてですが、改めて質問しませうかがいでしょうか。町当局としての考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 昨年3月の定例会でご答弁申し上げましたとおり、昭和34年に現役場庁舎が荒木地区に移転してから約60年間にわたり、地元荒木区の皆様方には区民の一員としてお支えいただき、大変お世話になったことは感謝の念に堪えないところでございます。このような思いからも、役場庁舎の跡地につきましては、単なる土地の売却といった公有財産の処分だけではなく、何らかの活用を検討してまいりたいとの思いには全く変わりはないところでございますので、ご理解賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいまのご答弁では、土地売却といった公有財産の処分だけではなく、何らかの活用を検討してまいりたいとのことでありましたが、いまだに前回とほぼ同様の答弁でございました。

ただ、基本的な考え方に変わりはないということでもありますので、そのことを確認させていただき、次、2回目の質問に入りたいというふうに思います。

本町は中長期的にも財政問題が厳しいということでもございまして、限られた公有資産の活用については重要なテーマであります。単なる土地の処分だけでなく、地域住民と

ともに多くの皆さんに活用していただける施設なり誘致となるように、具体的にスピーディーに取り組みを進めていただきたいと思います。前回の質問から既に1年半が過ぎております。早くも移転まで1年半となっていますので、跡地活用についての取り組みについて、その後の進捗状況を含めお示しをいただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町の財政状況は社会保障費等の義務的経費の増加や今後の大型投資的事業の進捗に伴い、中長期的に厳しい状況が続く見通しとなっております。このような状況から、公有財産の売却についても、公有財産の活用といった観点から、町の財源を確保する上で選択肢の一つと考えているところでございます。

現在、庁内に新庁舎建設に係る庁内検討会議を設け、新庁舎建設後の役場庁舎跡地について活用することを前提としつつも、売却についても検討を行っているところでございます。仮に売却を行う場合でも、単なる民間事業へ売却するのではなく、公的な事業者への売却も選択肢の一つであると認識しているところでございます。今後、庁内での議論を深める中、具体的な方向性が出た段階で、その方向性について議会等へもお示ししたいと考えておりますので、ご理解賜われますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 次に、新庁舎建設施設に保健センター及び子育て支援センターが含まれておりますので、現在の両センターについても、その方向性や具体的な考え方があれば、役場の跡地と同様お示しをいただきたいと思いますと思いますが、こういう今全体の状況でありますので非常に難しいかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、松本議員のご質問にお答えを申し上げます。

保健センター及び子育て支援センターの跡地の活用方法についても、新庁舎建設後の役場庁舎跡地とあわせて検討していく必要があると考えておるところでございます。

先ほど副町長からもご答弁申し上げましたとおり、現在、新庁舎建設に係る庁内検討会議で新庁舎建設後の庁舎跡地の活用を議論する中で、保健センター及び子育て支援セ

ンターの跡地についても検討を行っているところでございます。保健センター及び子育て支援センターにつきましては、既存建物が今後も利用可能であることから、既存建物を生かした公的活用方法も含め、検討すべき材料の一つと認識をしておるところでございます。今後、庁内での議論を深める中で、具体的な方向性が出た段階で、その方向性について議会等へのお示しをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま西谷町長からも、ご丁寧な答弁をいただきました。

役場庁舎跡地とあわせて検討を進めることとして、先の庁内の検討会議の中で検討を行っているとのことでございます。

役場庁舎跡地以外、耐震構造の問題もクリアしているということでございます。現在の建物をそのまま生かした活用方法も、検討すべき材料の一つとして認識しているということでございます。いずれにしても、浸水想定の問題もでございますので、対策を講じることによって活用できる方法もあると思います。福祉なり医療、教育、そういった分野も含めて、早急に活用策を検討実施していただくようお願いをいたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

子ども達の安全対策、健康管理についてでございます。3項目に分かれております。

1つ目は、小学生の登下校の荷物の軽減についてということでございます。

私はここ10年近くになりますが、登校日は毎日子どもたちの見守り安全パトロール隊、見守りというふうに言いますけれども、その中の1人のメンバーとして、地域の大切な宝であります子どもたちの登校サポートをしております。各地域でも、地区によって登校の見守り方法はまちまちであると思います。私の場合は、荒木地域からそれぞれ集団登校にて田原小学校の維孝館門まで同行し、その後、全地域の子どもたちが校門をくぐるというところまで、校長先生なり教頭先生とともに挨拶を交わしながら、迎えるのが日課となっております。また、子どもたちの日々の成長が見えてきますので、それがまた楽しみでもございます。

そこで、2学期も始まりましたので、見守りを通じて日ごろ感じてまいりましたことを質問とさせていただきたいと思っております。

1つは、子どもたちの持ち物についてでございます。余りにも子どもたちの小さな体への負荷が大きいのではないかというふうに思っております。

私も先般、質問するに当たり、暑い最中に何も持たずじゃなくて、一応ちょっと少し子どもたちより軽いんですが、5キロ程度の荷物の入ったリュックを背負って、各地域から学校までの通学路を歩くことを体験、体感をいたしました。地元荒木の場合は非常に近いわけございまして、1キロ余りのところで十二、三分と。南の端、銘城台、東城台、ここでは、やはり1.5キロから2.3キロで、やっぱり二、三十分かかるかなというふうに思いました。そういった距離、徒歩時間になっております。

さらに、宇治田原小学校区は全域的に遠くございまして、1.6キロから2.5キロぐらい、30分は歩いて登校していることから、余りにも子どもたちには負担が大きいと感じました。特に低学年の1、2年生にとっては、重い荷物、これもちょっと昨日測ってみましたけれども、1年生でもやはり6キロ、7キロというような、人によって持っております。非常に重い荷物を背負い、抱えての登下校で、校門で子どもたちを迎えていると、非常に今年の夏は特に酷暑だったという話もありましたように、汗だくであります。やっとたどり着いたといったような表情をして、校門をくぐっておるということでございます。

こういった現象については以前からであったと思いますが、ここ10年余りに学習指導要綱の内容変更がされたことから、教科書の合計ページが約3割は増えていると。これも要因の一つのようでありまして、またサイズもB5サイズからA4サイズに変更もされております。この点も負担増になっているというふうに言われております。

そこで、こういうことを申し上げましたけれども、現状について教育委員会としてどのように把握し、どのように考えておられるのか、まず端的にお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） まずは、毎日子どもたちの登下校時に、議員をはじめ、見守り安全パトロール隊の皆様には大変お世話になっておりますことに、心よりお礼を申し上げます。日々の交流の中で、子どもたちの様子や変化を感じとって、ご対応いただいていることと存じます。

さて、小学校入学時、大き目の服とランリュックなどを身にまとい、歩く姿は実にほほましいものです。子どもからすれば、歩くことも荷物を持つこともほとんどなかつ

た生活から、自分の荷物を持ち、歩いて登下校するようになる入学時は大変疲れること
と思います。安全で適正な通学距離において徒歩通学をすることは、子どもたちの体力
づくりや四季折々の自然にふれたり、交通ルールを身につけるなど、子どもにとって学
習すべき内容がたくさんある大切な時間であると考えています。

その間の負担を軽減する一つとして、本町では軽量で体に沿うランリュックを推奨し
ていますが、ランドセルの使用も可能なことから、最近では軽量化されたランドセルを
使用する児童もいます。教科書につきましては、教育的視点から写真や図表など、資料
のスペースの拡大、ユニバーサルデザインの視点からの文字の拡大など、幾つかの変更
が図られ大型化されています。日によって多少、荷物の量は変化するものの、それぞれ
学年に応じた適正な量の教材を持ち、登校していると考えてはおりますが、ご指摘のと
おり低学年児童にとってこれ以上の負担がかかり過ぎないように、今後も状況を確認して
いきたいと思えます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 低学年児童にとってはこれ以上の負担がかからないように今後も注
意をしていきたいということをごぞいましたけれども、私が申し上げておりますように、
かなり過剰な負荷がかかっているというふうに申し上げているわけです。子どもたちの
そういう状況を見ても、そのように感じていると。多少、その辺が認識が違うなという
ふうに思うんですが、そういう意味での認識がちょっと甘いといいますか、緩いとい
うように感じました。

実際に低学年の子どもたちが、昨日申し上げましたように、荷物を持ち上げましたけ
れども、非常に重い、そういう状況であります。やっぱりのけぞったような状態になる
から、逆に前傾姿勢で歩くわけです。そういう実態であるというふうに思います。子
どもたちは、やはり幾度も同じような返事が返っております。私は二、三十分程度までな
ら歩くことについては、全く異論はないというふうに思います。むしろ発育、健康、体
力作りにはよい影響が及ぶというふうに思っております。背負う荷物の重さについては、
適正であるとは決して思っていないということを繰り返し申し上げます。

それでは、次に子どもたちの身長、体重については、今年3月に公表されている平成
29年度学校保健統計で、こういうデータを見ますと、体重だけを見ると、小学1年生
の場合、男子で21.4キロ、女子は21キロ、2年生男子が24キロ、女子が23.
5キロというふうになっております。ランドセルメーカーの今年6月データで、ランド

セル本体の重さも含めると、やはり5キロ、6キロという程度になっているようでございます。

1年生の場合、自分の体重の20%を超える荷物を毎日背負いながら登下校しているということになります。単純に大人で言いますと、もうちょっと大きい70キロぐらいの方で見ますと、20%というと14、5キロというふうに、単純になります。さらに、これに夏場には近年の暑さ対策として、どの子どもたちも大き目の水筒を持っております。これだけ見ても、やっぱり1.4、5キロぐらいの大き目のを持っています。楽器、夏場は水着、その他もろもろございます。傘なども含めると、もっともって大変なことになっているということが現状でございます。

こうした成長期の子どもたちに対する日々の体への負担は、非常に危険であると警鐘を鳴らしておられる医師もありました。例えば東京の世田谷の小児整形外科の院長の説によりますと、重い荷物を背負うことで、本来伸びるべき身長が抑えられたり、背骨のS字カーブが変わったり、腰痛や肩こりを子どもながら経験させてしまうということでございます。また、そういった要因には十分なり得ると。この荷物は体重の10%ぐらいが適切ではないかということが示されておりました。

こういう論からすると、今の状態というのはかなりオーバーしているというふうに判断をせざるを得ないということであります。本町でも子どもたちの筋骨格への影響、すなわち肩こりのような症状や首筋に痛み、腰痛などを訴えるという症状があるように聞いております。

そこで、これらの現状につきまして、本町の教育委員会として、学校としてどのように見解を示し対応するのか。例えば他の府県でも、既に子どもたちの体に配慮した負担軽減策が実施されていることもあるようでございます。そういったことも含めて、何かお考えがあれば子どもたちのためにお示しをいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 荷物の負担軽減として、使用頻度の低い教材、例えば絵の具や書道の道具などは、持ち運びの回数を減らすよう学校で保管をしております。また、徒歩の場合、できる限り両手をあけることで、転倒を回避したり体の偏りを避けたりするために、体操服などをランリュックなどに入れ込むこともございます。それでも最近では水筒などほかの持ち物もかさばり、子どもたちの荷物が多いという感覚は受けております。本町でもS字カーブや疑いのある児童・生徒もおりますが、姿勢が悪い、思春期

の骨と筋肉の発育のバランスの違いなど、さまざまな要因が考えられます。

通学における荷物の負担軽減策につきましては、今後、教育的効果の視点やご指摘いただきました小児整形等の健康面の視点の両面から、学校とも連携し、配慮すべき点があるかどうか研究してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 教育的効果の視点や健康面、両面から学校とも連携し、配慮すべき点があるかどうか研究したいということです。

既に取り組みをされている学校での事例も多く出ているところでございます。ちょうど9月3日の議会の開会のときの7時のNHKのニュースでも、文部省がランドセルなど児童の荷物の軽減をとということを、私にとってはタイムリーに、全国の教育委員会に対して求める方針であるというふうに報じられておりました。たまたま私の言いましたように、一般質問で内容に入れたものですから、NHKニュースで取り上げられたことで、保護者を含む地域の皆さん方からも電話を頂戴した、激励をされました。そういうことがあったということをお伝えしておきたいと思っております。

そして、次の質問でございますけれども、教育的な効果、視点は当然のことです。少しでも子どもたちへの負担、負荷の軽減ができるよう、もちろん全学年でも結構でございます。特に小学生の場合、体の小さい1、2年生の低学年を中心に、安全対策、健康への影響を配慮した対応をすべきじゃないかというふうに思います。既に実施されている中学校で一部あるようでございますが、紛失や管理面などの問題点の指摘なども懸念されているようでございます。対策や日々の心がけなどによって、クリアできるというふうに聞いております。

少しでも成長段階の過程である子どもたちの健康を第一に考えて、ぜひこういった対応を本町でも研究しますだけでなく、早急に実施していただきたいというふうに思います。やるべきだというふうに思いますが、その点についてご所見をどういうふうにお持ちなのか、決意のほどをお示しいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご答弁申し上げます。

荷物の負担軽減に視点を当てますと、使用する教材は学校で保管するというようになります。しかしながら、毎日の宿題や予習、復習など、低学年のうちから学習習慣をしっかりと身に付け、学力の定着、向上を図るためには、家庭に教科書等を持ち帰ること

は大切なことであると考えております。また、個々の児童にとって翌日の時間割を整えることは、学習への見通しを持つことや物品を管理することにつながります。

基本的には、学年に応じた適正な教材の量であると認識をいたしておりますが、先ほどございましたように、文部科学省は3日、今まさに課題となっております重いランドセル解消へ工夫するよう、全国の教育委員会に求めるという方針を決めたところであります。今後、文部科学省の通知を十分検証する中で、京都府内の小・中学校の取り組み状況を調査するなど、通学における荷物の負担軽減策につきましては、さらに研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 教育長から今じかにお話をお聞きしましたが、文部科学省の通知を確認したり、状況把握をするとか研究をするとか、これもそういう段階はやや過ぎているんですよ。やっぱりそれほど問題視され、実行に移されつつあるわけです。そういう認識がやや狂っているなというふうに、私は先ほど申し上げたんです。

ここにも実は先般、山内議員からも新聞のスクラップを頂戴しまして、ある新聞のスクラップであります。これは伊予、松山市の教育委員会の情報で、もうこのほど市内の全中学校に対して児童・生徒の荷物を軽くする取り組み状況を調査したと。その結果、全ての学校で何らかの対策を実施していると。児童・生徒や保護者から非常に喜ばれているという記事になっております。非常にこういう情報、取り組み、やっておられるということが現実もう進んでいるわけです。これは、通学する子どもたちの荷物が重過ぎるといことが市議会でも問題になって、子どもたちの健康に悪影響を与えるという観点から、早急な対策が求められたということでもあります。市教育委員会でも各学校での対応を要請されて、短時間で実施につなげられたというふうに記載されております。本町においても、保護者の皆さん方へもご意見をお伺いしてもらうなど、早急にぜひとも対策の模索、実施をつなげていただきたいというふうに思っております。教育委員会として、学校として、早急に検討、実施をしていただくように、重ねて強く要望させていただきたいというふうに思います。

次の質問の関係でございます。

通学路の安全状態の確認についてでございます。

次に、通学路の安全については、去る6月28日には大阪北部地震により、先ほどもでておりました高槻で、小学校に登校した児童が構造面の問題のあった同小学校のプー

ルの壁面のブロック塀が倒壊したと。その下敷きになったという悲惨な事故があったわけでございます。その後、7月5日以降の豪雨、長雨がございました。7月25日には台風12号、そしてその間、7月、8月というのはまさに危険な災害レベルの酷暑が続くなど、本当に災難続きでございまして、私自身6月末に発生したばかりの大阪北部地震が既に風化していくような印象すら感じている。ただ、また今日そういう北海道での悲惨な地震が発生しておりますので、若干違うかもしれませんが。

そこで、大阪北部の地震の教訓として、小さな尊い人命が失われたところですので、本町からこういった類似した事故は絶対になくさなければならないというふうに思いますので、その点の質問をさせていただきます。

まず、本町の小・中学校をはじめ、公共施設においてブロック塀の倒壊などの懸念、先ほどこれもございましたけれども、簡潔にお答えいただきたいと思いますが、確認、点検されたのか。まず、その状況、いつ誰がどこでどういった点検方法とその結果について、まとめてお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 大阪北部地震の発生時は、子どもたちの登校時間と重なり大変心配いたしました。登校した児童・生徒は落ち着いた様子で教師の指示に従い、行動することができたと報告を受けております。

本町における確認、点検の状況でございますが、各校とも地震直後、主には管理職が手分けをいたしまして、校舎内の点検、特に亀裂箇所やガラスの破損などの有無、施設外周部分の状況確認を行いました。掛時計が落下したとの報告以外は、校内において特に異常はございませんでした。

ただ、田原小学校の国道沿いの防音壁につきましては、基礎部分がブロックであったため、教育委員会の職員が出向き、目視で確認をしております。ブロックの一部が劣化し、欠けている箇所があることから、京都府の土木関係者に確認しましたところ、防音壁として特に危険な状況ではないが、基礎ブロックの耐用年数的には今後の検討課題であるとの所見を受けたところでございます。改修等につきましては、現在、学校、教育委員会、町部局と協議を行っているところです。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ちょっと確認のメンバーなり、そういう報告もございましたけれども、教育委員会の職員が出向いて目視で確認したとか、京都府のほうに土木関係者に確

認したところ、防音壁としての特に危険な状態ではないと、こういうような話でしたけれども、多分そういう電話確認なり、実際こういうのが派遣されて、そういう確認をされたのかというのをちょっと聞いたかったんですが、時間的な都合もありますので、その点についてはちょっと蛇足になるかもしれませんが、申し上げておきたいと思います。

なお、一昨日の超大型台風21号の襲来によって、冒頭申し上げた倒木、停電などの被害とは別に、通学路に面した大谷石の塀が20mぐらいにわたって倒れるという事象がございました。これは全く通学路でございます。倒壊しました現場を私も見せていただきましたけれども、当日は休校のため、事なきを得たということでもあります。子どもたちが実際本当に通っていたら、どうなっていたんかということを思いますと、非常に身震いのする恐ろしいことだったなというふうに思います。

また、今回の通学路の安全性の確認については、学校における地区担当の教職員が確認されたようでございますが、たとえ身内であったとしても、地域住民並びに子どもたちの安全を第一に考えて、町当局、教育委員会としても、地域そして保護者との連携を図りながら、気をつけたい箇所マップをまとめ上げることも、今後の地震災害などでの類似災害の芽を摘み取るということにつながると思います。この点につきまして、いかがでございましょうか。お伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 通学路につきましても、集合場所から学校までの間でブロック塀等を含む安全面で気になる箇所につきましては、地区担当の教職員を中心に確認をしたところでございます。地図と写真での報告を受け、教育委員会職員も特に注意すべきと感じた場所につきましては、現地での確認を行いました。民間地であるため、目視確認のみとなりましたが、調査区間では特に圧迫感のある危険な塀はございませんでした。現在のところ、集合場所から個人の自宅の間は確認し切れていない状況です。児童には、注意すべき箇所があれば周囲に気をつけながら近づかないように歩くなど具体的に説明し、自分の身を守るための意識を芽生えさせる指導を行ったところです。

災害はいつどのような形で起こるか予測できない状況もあるため、年齢に応じた行動がとれるよう、児童・生徒には社会科の授業や災害が起こったときなどに学級や全体集会で話をしており、子どもたちも意識が高くなってきていると感じているところでございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 先ほどは教職員だけでなく、注意すべき場所について保護者、地域の方々の情報や教職員の通学路の状況確認をまとめたマップの作成など、行政として子どもたちの生命を守るということを最優先に取り組むということでございましたけれども、委員会等でも具体的な内容確認などのことも必要ですが、私はこの台風で先日倒れた塀を見て、やはりあそこでも基準では2 m 2 0は超えていない。大体、私の身長であります。でも、大谷石の場合は乗っているだけなんです。だから鉄筋も入っていない。だからああいう状態のところは、素人目を見た場合は何も問題ないように思うわけです。

こういうときが起こって、私もバイクでずっとある程度の地域を見て回ったんです。そうした場合は、やっぱり担当外の方が目視だけで確認してもわからない部分がある。民有地、民間の皆さん方の場所はさらにそういうことはしにくいかもしれませんが、これだけの事例が当町で起こってきているわけですから、ある程度町として、町長を中心にそういう目を見ていただくようお願いをしたいというふうに思います。そういうことで、この質問は終わりたいというふうに思います。

次に、最後の学校の熱中症の対策でございます。

既にこれも何度も申し上げております。今年の夏の暑さは、マスコミでは歴史的とか、記録的とか、危険な暑さ、こういった表現が使われているほど熱中症で救急車のお世話になる方が、まさにこれも記録的だったと言われております。これも先ほど出ましたけれども、年間で過去最多、6～9月で見ますと、5年前に、2013年、これで5万8,000というところがございます。ことし、私もこの状況を調べた段階からどんどん増えてまいりまして、実は8月末で9万2,000人も搬送されているということでございました。本当に今年の夏の猛暑ぶりがいかに厳しいものであるかを物語っていると思います。これからも地球温暖化、異常気象の傾向というのは変わらない。今年だけの問題ではないと思います。したがって、この質問をさせていただきます。

今年の学校関係の救急搬送はどうだったのか。この辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 酷暑の中、ふだんは元気な子どもたちも、今年の夏はさすがに厳しかったようです。小学生も通常は登校してすぐにグラウンドでサッカーや鬼ごっこをしておりますが、7月にはまばらな状態でございました。

学校における熱中症の状況でございますが、小学校につきましては、熱中症の疑いで体調不良で保健室に来ることはございましたが、救急搬送した児童はいませんでした。中学校につきましては、部活動の夏の大会に向けての練習や練習試合、夏季大会にベストを尽くす中、綴喜地方中学校夏季体育大会、山城地方中学校体育大会の会場や練習試合の会場から救急搬送されたケースと、部活動中に救急搬送されたケースを合わせますと、6件ございました。試合中の緊張や興奮状態が続く状況から、体に負担がかかったものと思われそうですが、教職員と保護者がつき添い、病院で処置を受け、その日のうちに無事に帰宅をいたしました。いずれも軽症で、大事に至っていないところでございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 部活の大会なり練習試合から搬送されたケースと、練習中に搬送されたケース含めて6件ということでございます。いずれも大事には至らなかったということで、安堵をしております。

次に、台風以降、幾分気候が変わったようにも感じますけれども、まだまだ今年は暑さが続くものと予測されております。学校では運動会、体育大会、その他イベントも多く、熱中症発生の危険があるというふうにされております。7月には思い起こしますと、東京で体育館で研修中に熱中症が出たということもニュースとしてありました。まだまだ熱中症対策には万全を期していただきたいというふうに思います。

ニュースでも特にクラブ活動での屋内、屋外問わず、まだ危険な状況でございます。水分、塩分補給はもちろんのこと、休憩・休息、屋外では必ず着帽なり、競技によりますが換気、そして食事をきちっととっているのか、体調管理面にも心配りをするものとされております。

維孝館の場合、クラブ活動についてどのように熱中症対策をとっているのか。クラブによっては屋外での着帽が完全徹底されていないというようなことも少しお聞きをいたしました。現時点での熱中症対策について、具体的にはどのようにされているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 中学校の部活動に係る熱中症対策につきましては、運動前、運動中、運動後にこまめな水分補給の呼びかけや、20分から30分を目安に日陰で休憩時間をとること、また活動時間を短縮するなどの対策を徹底して行うとともに、生徒の状況を観察し、無理をさせない指導を行っております。

また、体力の消耗を避けるために、朝練習など比較的気温の低い時間帯に活動している部もございます。着帽につきましては、競技によって使用できないものもありますが、可能な競技は顧問が声かけをしております。

これから各学校において、体育大会等の練習や部活動の練習が続きます。各小・中学校とも熱中症の予防に関する文書をご家庭に配布し、保護者の方にもご理解、ご協力をいただき、熱中症対策に取り組んでいるところですが、教育委員会としましても、本年は水分補給のための水筒の持参や朝食、睡眠をしっかりとるといったご家庭でご留意いただきたいことをまとめた文書「熱中症の予防に関してのお願い」を作成し、発出したところがございます。あわせて暑さ指数計を各校に配置し、活動を行うに当たって判断材料の一つとして活用し、熱中症予防に活用したいと考えております。

子どもたちは一生懸命練習等に取り組むと、体の変化に気づかないこともあります。教職員、また友達同士で早い段階から声かけをするなど、全体で危険を回避する、命を守る取り組みができるよう、学校、家庭と協力しながら熱中症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 水分補給、休憩、活動の短縮、個別観察、朝練などの時間帯の配慮とか、着帽、家族へのPR、朝食、睡眠など、ほぼあらゆる内容を網羅したご回答をいただき、ある面安堵しております。

ただ、決して机上の空論とならないように、実質そういうことをされているかどうかという確認もやっぱりしていただかんと、それはこういうふうにしていますじゃなくて、本当にその辺はお願いをしておきたいというふうに思っております。

特に暑さ指数計についてでございますけれども、各校に配置し、活動を行うに当たり、熱中症対策に活用していきたいということでございます。教職員も生徒もお互いに正しい認識を持つということが大切でございますので、こうしたツールの活用も大変必要なことだなというふうに思っております。ちょっとその点、もう一点だけ確認であります。指数計は既に配付されているというふうに言われましたですか。どの程度の個数を配付しているのか、ちょっとわかりましたら、それわからなかったらまたそれで結構ですけれども、ちょっとその点だけ追加でお願いします。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 暑さ指数計につきましては、1校に1台ずつ配付をしてお

ります。また、指標になります数値も、学校長等とも協議をしながら学校に配付し、その資料をもとに原則判断していただきたいと考えて指示を出しております。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ありがとうございます。

指数計、どれぐらいの高価のものか知りませんが、私、知っている範囲ではそんなに高くないんです。だから、こういうたかが熱中症、されど熱中症でございますので、生命の危険にかかわる問題でございます。ちょっとクラブごとに例えば渡すとか、そういうことも含めて今後は考えていってほしいなというふうに思います。

これからも9月、10月の授業、クラブ活動、体育大会など、まだまだ中学校においても危険性がございます。小学校においても同様であります。ご家庭での認識、そして啓蒙活動とともに、学校での熱中症対策に万全を期していただきますようよろしくお願い申し上げます。今9月定例会での私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、松本健治君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩を行います。午後1時30分より会議を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

休 憩 午後 0時33分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○3番（垣内秋弘） 通告に従いまして、3番、垣内秋弘が質問をいたします。

3件ございますが、1件目は公共下水道特別会計について質問いたします。

公共下水道特別会計が平成31年4月から地方公営企業法を適用いたしまして、公営企業会計に移行していく計画が進んでいると思いますが、準備状況並びに公営企業会計の健全性の原則に基づき、独立採算性の基本的な考え方についてご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） 公営企業会計移行への準備状況等について、お答えします。

地方公営企業法の適用につきましては、公共下水道を取り巻く状況から、長期的に安定した下水道サービスの提供を実現するため、国からは平成27年1月に、公営企業会

計への移行を平成31年度までに重点的に取り組むよう要請されています。本町では、平成31年4月から地方公営企業法の適用が受けられるように、平成28年度末に公営企業会計移行支援業務を発注し、平成29年度にかけて移行のための資産調査及び評価業務に取り組み、平成30年度には勘定科目等の設定、新会計予算の編成、開始予定貸借対照表の作成、打ち切り決算など、具体的な内容の調整、整理を行うとともに、法適用に伴う条例、規則等の制定に向けて、現在、協議を行っているところでございます。

あわせて新会計システム導入についても、本年5月ごろに業務委託契約を結び、移行支援事業者との調整を行っているところでございます。

独立採算の基本的な考え方につきましては、地方公営企業は企業性、経済性の発展と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てることが原則とされています。しかしながら、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、またその公営企業の性質上能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、補助金等により一般会計が負担するものと、国から地方公共団体に繰り出し基準として通知されているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまは、公営企業会計に移行していくための準備は着々と進めている。また、独立採算制については、経営に伴う収入をもって充てることが原則であるが、経営に伴う収入をもって充てることが困難であると認められる経費については、補助金等により一般会計が負担するものと国から通知されていると、そのようなご答弁をいただきました。

現在、公共下水道事業は一般会計から多額の繰り入れをし、歳入歳出のバランスをとりながら維持管理されてきましたが、特に最近では増加傾向にある中で、年度ごとに約2億円強の繰り入れを行っておりますが、公営企業会計に移行したとき、どのように変化もしくは改善されるのかご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） 現在、一般会計から公共下水道事業会計へは約2億円の繰り入れを行っていただいておりますが、公営企業会計へ移行した際の繰入金の変化等につきましては、繰入金という科目が他会計負担金、他会計補助金等の勘定科目となりま

すが、現金ベースから見た約2億円というものは、何ら変動するものではありません。一般会計からの繰入金の抑制、改善はもちろん必要であると認識するところで、今回の企業会計への移行は公共下水道事業の新たな健全化への取り組みであるにご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 財政面で現状を見たとき、将来にわたって重い負担を強いられるのが公共下水道事業であります。事業の健全化に向けた取り組みを強力に推し進めることが必要であります。行政内での負荷と住民への負担が大きくなるような取り組みも必要であります。事業健全化に向けた運営の適正化に向けてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） 公営企業会計に移行することにより、企業会計では管理運営に係る取引である損益取引と、建設改良等に係る取引である資本取引に区別し、施設の情報や経営状況が明らかになり、他市町村事業との比較、分析も行うことができ、経営の健全化に向けた取り組みを推進することができます。将来にわたって使用者の皆さんに安定的なサービスを提供するため、持続可能な下水道事業の経営を目指したいと考えております。

そのためには、地方公営企業会計への移行を契機に、そのメリットを最大限活用して、下水道施設を資産として捉え、計画的な施設の建設及び維持管理、またストックマネジメントによる施設の長寿命化等により、使用者の負担抑制、軽減を図るとともに、今後の流入汚水量予測を踏まえた使用料の適正化などに取り組み、下水道事業のさらなる健全な経営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 今後は持続可能な下水道事業の経営を目指し、現施設をベースに今後計画的な施設の建設及び維持管理、長寿命化を図り、使用者の負担抑制、軽減を図るとのご答弁をいただいたわけですが、このことは前向きに進めていただきたいと思っておりますし、当然、取り組まなければならない内容であると認識はいたしておりますが、使用料の適正化などに取り組み、さらなる健全な経営に努めると言われたわけですが、単純に受けとめますと値上げ等の検討も必要であろうかのようにありますが、安

易な改定は避けるべきであると考えますが、健全化との整合性を踏まえ、具体的にどのような受けとめてよいのかご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） 下水道事業の健全化への取り組みにつきましては、これまでの特別会計では、第5次行政改革において、特別会計の健全化等の取り組みとして、財政シミュレーションの策定、下水処理場等の包括的民間委託等に取り組んでまいりましたが、国からの要請もあり、公営企業会計へ移行するこの契機に、下水道事業のさらなる健全化に取り組もうとするものでございます。企業会計に移行し、財務諸表を作成することで、今後、経営健全化の検討に必要となる今まで見えていなかった基礎情報を得ることができます。まさに、今回の地方公営企業法の適用がさらなる健全化な経営の取り組みの始まりとなります。

また、使用料の適正化につきましては、今回の地方公営企業法の適用は決して使用料を値上げするためのものではなく、前述で申し上げました下水道事業の健全化に取り組むもので、今後その中で将来にわたり下水道事業を経営し、住民生活に必要不可欠なサービスを提供するため、資産、負債、損益等を総合的に分析し、第三者の意見も聞く中で、その適性を確認してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 下水道事業で今後ますます厳しさを増すのが空き家対策であり、高齢者世帯で接続に期待が持てないところの対応等であります。あわせて浄化槽が設置されている家庭で、下水道に接続されていないところへの対応策を検討する必要もあります。課題は尽きませんが、地域性に応じた対応が必要になりますので、住民の思いを反映しながら進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

2件目は、地球温暖化についてご質問いたします。

地球温暖化防止については、国内外において過去様々な取り組みが行われてきました。2005年には京都議定書発効以来、2011年にはCOP17会議において議論、結果は現在の枠組みを延長するに至りましたが、先・後進国の見解の相違、主張はするが実行性が伴わないなど、目に見えて成果が上がっていない中、2015年にCOP21では全ての国が参加し、公平で実行的な法的枠組みとして、2020年（平成32年）

以降の取り組み、いわゆるパリ協定が採択されたのはご承知のとおりであります。

日本政府は平成28年に地球温暖化対策計画を策定、中期目標として、2030年に2013年度比、今から5年前の実績の26%減の温室効果ガス排出削減を2050年には80%削減を目指す長期目標も設定されています。これは先が長いので現実的な話ではできませんが、少なくとも当面クリアすべき目標に向かって最大限努力していかなければなりません。しかし、目標未達時のペナルティーも具体的に課せられていないのも事実であります。そうは言っても、地球温暖化は我々の身近なところでも種々の影響を与えております。最近では異常気象のため気温上昇、集中豪雨による災害の発生等、日常生活にも大きな影響があり、真剣に考えていく必要があります。

そこで、本町における現状の目標値に対する実績評価、目標達成に向けての課題等についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町における地球温暖化防止実行計画の事務事業編については、平成29年度から3期計画期間に移行しております。5年間の削減目標をパリ協定採択を受けた国の中期目標に合わせる形で、2013年度から2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減するべく設定したものとなっております。1年目に当たる平成29年度の温室効果ガス排出量は、基準としている平成28年度から1.3%削減されたものの、年間目標としている2%削減には及びませんでした。

ちなみに、2013年度と比較した場合は、3.6%の削減となっております。平成32年度には役場庁舎と保健センター、子育て支援センターが新築移転を予定しているため、設備更新に伴う節電効果が期待できるものと考えております。

昨今、自治体の業務が複雑化、多様化する中で、ソフト的な対策だけでは目標を達成するのは難しいと考えております。そのため、省電力型設備への更新や低燃費型公用車の導入などにより目標達成に向け、町管理施設から温室効果ガス排出量の削減を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 本町においても、各項目ごとに管理されているわけですが、電気の使用量が比較的目標値との差が大きいと思います。温度の上下が激しくなれば、使用量にも影響されますし、無駄な消費があればその分使用量が増加するわけであり、節電に取り組むには照明の管理をはじめ、LED化が現状の主流になっていますが、

公共施設における照明等の管理をはじめ、LED化の考えとLED化率はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町では平成24年度からLED照明設置事業として、公共施設室内灯及び防犯灯のLED化を実施しております。これは、平成17年に環境宣言を行い、自然環境の保全及び創造、循環型社会の形成、地球温暖化防止、環境負荷が少ないまちづくりの推進を図るため、環境マネジメントシステムを導入し、その中で電気使用量削減対策として取り入れたものでございます。公共施設としては、新設予定の役場庁舎と地域子育て支援センターを除き、全施設でLED化整備を実施しております。また、道路照明及び防犯灯については、取りかえが完了しております。

ただし、利用度の低い室内照明につきましては、従来の蛍光灯のままとなっておりますので、LED化率の表現は難しいところでございますが、設備更新だけではなく、ノー残業デーの実施や昼休み時間の消灯などの節電対策も行いながら、環境負荷の軽減に少しでも貢献していければと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまは、環境マネジメントシステムのお話もございました。私も以前、ISO14001は二十数年前に携わったことがございます。問題点の顕在化、仕事の標準化を図り、管理体制を強化することが求められるわけでありまして。これをクリアすることにより目標達成し、成果があらわれるものであります。

先ほどは、公共施設の中で役場庁舎と子育て支援センター以外は全施設LED化が整備済みとお聞きしましたが、私も少し各施設確認いたしましたところ、全施設完全じゃなしに、各施設の中で部分的に一部はLED化されているようですが、まだ不十分であるとお聞きいたしております。今後も鋭意進めていただきたいと思います。

さて、本町はハートのまちでPRかたがた売り出しているわけでありまして、お茶のまちとしてイメージアップを図るためにも、ハートのまちとあわせてあらゆる面において環境に優しいまちとして、本町の位置づけとコンセプトをさらに向上するための先進的な取り組みも必要ではないかと思いますが、当局の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町は「おもてなしの心、安心して安全な暮らしを実現する

心の通った地域社会の醸成」のキーワードとして、「ハートのまち」を設定しております。もちろん、町の地形がハート型に似ていることからまちづくりのテーマに掲げ、事業展開しているところですが、環境との位置づけとなる具体的な事業をしてはおりませんが、ふだんから住民皆さんで取り組んでいただいている美化作業などは、まちをきれいにしたい、このまちを訪れる人たちがきれいなまちだなどと思ってもらいたい、そんな思いで取り組んでいただいております、それがまさにおもてなしの心であり、ハートのまちらしいところではないかと思っております。

環境美化活動は美しいまちを将来の世代へ引き継ぐ、そういうことにもつながっていくものと考えております。広い意味では地球温暖化防止、自然環境保護にも通じるものでありますので、地域での道づくりやクリーンキャンペーン、昨年度実施いたしました不法投棄やっつけ隊など、今後もまちの美化推進のため、ボランティアの方々や住民皆様とともに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 一言で環境と言っても非常に幅広いわけですが、特に環境に対するイメージアップ等々を図る上においては、お茶のまちとしては非常に大事なことでありますし、特に今町外から来られる人については、もっともっと宇治田原は環境に優しい空気がおいしいまちやというのを植えつけるためにも、何かアドバルーンを上げるとか、あるいはまた町全体でそういったものに取り組むとか、少し将来的なことを見越して、いろんな方策を練っていただきたいと、このように思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目でございますが、町広報紙の内容につきましてご質問いたします。

失礼しました。広報板の設置でございます。

広報板の設置につきましては、数並びに管理充実についてお伺ひしたいと思ひますが、各地域において広報板が設置されておりますが、地域により数の不十分さを感じるところもございます。地域により居住環境の変化もあり、適切な位置に広報板の設置や見直しが必要と感じるところであります。町当局といたしまして、どのような判断をされているのかご所見をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 町からの広報は、町政を住民の皆さんにお知らせすることにより、町政に対する理解と認識を深める意味におきまして、大変重要であると認識をして

おり、広報板はその一つのツールとして、設置場所を十分検討した上で設置した経過がございます。現在、広報板は町内80カ所に設置しており、住民の皆さんに情報を提供させていただいているところでございます。

また、設置場所や破損等に対して、区、自治会等からご要望をいただいた場合は、区長さんや自治会長さんと十分協議をさせていただく中で、広報板の移設や修繕等をさせていただいている状況でございます。今後につきましても、区、自治会からのご要望をお聞きする中で、要望内容にお応えできますよう十分協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 地域からの要望については、対応できるように協議していきたいとご答弁をいただいたわけでございます。広報板の目的は、多くの住民に対して重要事項の周知徹底はもとより、情報提供をよりタイムリーに行うことが必要不可欠であります。そのためにもできるだけ有効活用を図る上において、集落単位で一層の効果的、効率的な設置が必要と考えます。現状での設置場所等の見直し検討も含めて、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 広報板はご質問にありましており、住民の皆さんへの情報提供をする上で欠かせないものであると考えています。広報板の設置に当たっては、そこにお住まいをされている住民さんの生活や自動車等の通行に支障を来さないよう、また交通の障がいとならないよう、十分協議、検証する中で設置しなくてはならない現状がございます。そういった意味も含めまして、先ほども申し上げましたが、設置に当たっては区、自治会のご意見を十分にお聞きする中で、設置場所を検討する必要がございます。

今後につきましても、広報板の重要性を認識する中で、全ての住民の皆さんに広く広報ができますよう設置箇所等を検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜われますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 広報板の重要性については十分認識していただいていますので、地域の環境や現状に合った対応と取り組みを前向きに検討していただきますようお願いし

ておきます。

また、広報板には汚れが目立つところ、埃のかぶっていつも差し替えがおくれているところとか、そういうようなところも見受けられますので、やはり温度差がないように、各地域できるだけきれいな形で見られるように、管理の充実についてもぜひよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

続きまして、今西久美子君の一般質問を許します。

今西君。

○10番（今西久美子） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、最後の質問となります。お疲れのこととは存じますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1点目は農業振興についてお聞きをいたします。

まず、耕作放棄農地の対策についてお聞きをいたします。

高齢化等によりまして、田んぼや茶畑をもう耕作できないということで、離農される方も増えてございます。農業の後継者不足というのは大変深刻でございまして、それに伴い耕作放棄農地もふえているのが現状でございます。農業を取り巻く状況というのは、非常に厳しいものがございまして。これは宇治田原町に限らず、全国的に大きな問題となっておりますけれども、そういった中で様々な対策を講じていただいていることも承知しております。農地中間管理事業によりまして既存の農地の貸し付けや借り受けの事前登録の数は、どのようになっておりますでしょうか。

また、利用権の設定や、今申しました農地中間管理事業によりまして、耕作放棄農地が解消したという実績については、どのくらいあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問いただいております農地中間管理事業は、平成26年から始まり、現在の農地登録件数につきましては、貸し手が2件、借り手が8件登録されております。中間管理事業による耕作放棄地に限った実績につきましては、利用権設定による貸し借りにおいては、貸し手が2件、借り手が1件で45アール、また農地売買支援事業による売買1件56アールも合わせますと、合計で101アールの耕作放棄地の農地が解消されました。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） ただいまのご答弁では、耕作放棄地の解消が101アールとのことでした。ただ、私、以前も質問をさせていただいたんですが、耕作放棄地、荒廃農地というのは、宇治田原町でも微増であるということで、1年間で約130アールほど増えていると、そのときはご答弁をいただいております。101アール解消したということですが、それ以上に荒廃すればやはり増えていくわけです。

さらに、耕作放棄地を有効に活用していただくように、町独自に例えば簡易な農地バンクの制度のようなものが作れないでしょうか。今、空き家バンクということで、町のホームページにも載せていただいておりますけれども、それと同じようにどこにどのくらいの土地があって、どんな条件で貸し借りができるのかをホームページ上に掲載をし、借り手を募集すると、そういったことはできないものでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 農地の貸し借りについては、法令等により借り手に30アール以上の農地を所有、もしくは耕作していることへのいわゆる農家資格の要件が設けられておりますので、ご提案の簡易な農地バンク制度検討につきましては、できないのが現状でございます。荒廃農地の抑制のため、現在、京都府農業会議が行っている農地中間管理事業、町が行っている利用権設定事業につきまして、活用の推進が図れるよう効果的な周知を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 法令等により簡易な農地バンクの制度はできないということでした。30アール以上を耕作もしくは所持しておられるということは、借り手の対象が農家さんやということでもあります。最近では若い方で就農される方というのも増えてございますので、その辺しっかりと情報を周知していただいて、有効な活用を図っていただきますようお願いをしておきたいと思います。

それでは2つ目ですが、今申しました農家対象の農地の貸し借りではなくて、一般住民を対象といたしました市民農園についてお伺いをいたします。

これも耕作放棄地対策の一つとして、有効であるのではないかなというふうに考えております。それだけではなくて、例えば定年後の畑づくりというのは、老後の生きがいづくりや介護予防の効果も期待ができるというふうに思っております。市民農園につきましても、私、何度か質問もさせていただきました。農園利用方式で検討、推進してい

きたいと、このようにご答弁をいただいておりますけれども、その後の進捗をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 市民農園開設に係る要件といたしましては、徒歩で通園可能な近距離圃場の選定や、また遠距離の場合には車で通園される場合に備えて、駐車スペースの確保が必要となるほか、トイレや散水の水利も求められます。また、何よりもまず農地所有者に、市民農園に対する理解と意欲を抱いていただかなければなりません。それら諸条件を踏まえて、耕作されていない圃場について検討しているところでございます。

今回、農業委員会において、不作農地の利用意向調査を実施しているところです。その結果をもとに、市民農園に利用可能な圃場を選定し、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに、開園実現に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 市民農園につきましては、現在、農業委員会さんにおいて利用の意向調査を実施していただいているというご答弁でございました。ぜひともその結果を踏まえて、実現できますようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、農林業振興事業の補助金につきまして、お聞きをいたします。

町の農林業振興事業補助金制度では、農業機械等に対する補助金の交付は1回限りとなっております。農業機械というのは大変高額でありまして、農業者の負担も大きいことから、耐用年数が過ぎた機械の買い替え時についても、2回目以降も補助があればというお声がございます。昨年6月議会の一般質問の際にもお聞きをいたしましたが、関係者の意見等を参考にして検討していきたいというご答弁でございました。どのように検討をいただいたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現行の農業機械に対する補助金交付につきましては、受益5戸以上の共同利用の場合で、初回購入、買い替えを問わず、補助金の交付は1回限りとしております。昨年6月議会の一般質問でご答弁させていただいた以降、当該補助金制度について、各関係機関の意見等を伺う中におきましては、耕作放棄地の解消もしくは耕作放棄地の予備軍発生防止が図ることが認められる場合には、共同利用の要件を廃

し、受益が1戸でも補助対象とするのも方策の一つであるというような助言をいただいております。

いずれにいたしましても、農業者の負担軽減、農業振興及び耕作放棄地の発生抑制を図ることができる補助金制度とすべく、引き続き検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 引き続き検討するということですが、昨年6月にも検討するというございまして、既に1年以上が経過をしております。荒廃農地対策というのは、私はもう待たなしの状況であると思います。また、ほかの議員さんからもこの補助金につきましては、ご意見もあったところのございまして、いつまで検討して、いつ結論を出すのかを明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご指摘いただいております農林業振興事業につきましては、荒廃農地対策の観点からいただいているもので、他の施策も含め検討しておりますので、ご質問の結論期日につきましては定まっておりますが、今後においてさらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） さらに検討するということですが、特に田んぼは我が家もそうなんですが、作れば作るほど赤字ということにならざるを得ない部分がございます。その要因は、やっぱり高額な農業機械の影響が非常に大きいんじゃないかなというふうには考えております。しかし、それでは本当に後継者も難しいというのは言うまでもございせん。有効な補助金となりますようにご検討いただいて、よい方向での結論をご期待申し上げたいと思います。

それでは、大きな2点目、防災対策についてお聞きをいたします。

この間、本当にさまざまな自然災害が全国各地を襲い、甚大な被害をもたらしております。本定例会におきましても、多くの議員さんが防災や安全・安心に関するご質問をされていることも、その反映であるかというふうに思っております。災害の内容につきましては、先ほどからるございまして、私からは省かせていただきますが、もう本当に万が一にしっかりと備えておくこと、これは今までにまして重要となっている

と思います。

そこで、以下、順次お聞きをしてまいります。

1点目は、避難行動要支援者についてでございます。

災害対策基本法の改正によりまして、町が作成をすることとなりました災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿については、私、何度も繰り返し質問をしてまいりました。関係団体等への名簿の提供や、そしてその名簿をもとに要支援者に対する個別の避難支援プランや、要配慮者マップの作成なども取り組むということございましたけれども、進捗についてお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿、すなわち避難行動要支援者名簿の作成を義務づけることが規定されたところでございます。本町におきましても、平成28年3月に改定しました町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、随時更新を行っているところでございます。

本年8月現在、避難行動要支援者は139名で、平時から防災関係機関に事前に情報提供することに同意をされておられる方が114名であり、同意をいただきました方につきまして、各自主防災会、民生児童委員協議会に情報提供を行っているところでございます。今後、各自主防災会等とご相談する中で、避難支援プラン等の作成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 避難行動要支援者の名簿については、既に各自主防災会や民生児童委員さんの協議会に情報提供も行われたということですが、いつも申しているんですが、町が作った名簿だけでは、私は不十分だというふうに思っているんです。プラス区や自治会、自主防災会、また民生委員さんなどの関係団体が、支援が必要だというふうに認めた方をその名簿に加える必要があるのではないかと。町の要支援者の基準にもそういう項目があったと思っております。関係団体とはその点について、どのような協議をいただいているのでしょうか。

それと、個別計画につきましてですが、本年の3月の予算特別委員会でもお聞きをし

たんですが、このときも町だけでは実情を把握するのが難しいので、各自主防災会と十分協議する中で、できるだけ速やかに進めていきたいというふうにおっしゃっているんです。既に半年がたちます。ただいまのご答弁では、今後取り組んでいきたいというご答弁でしたけれども、半年間全く手がついていないということなのではないでしょうか。町がおっしゃるできるだけ速やかにというのは、一体どういう意味なのでしょう。いつまでに完成させるのか、その目処をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 現時点におきましては、防災関係機関に名簿を提供する中で、追加すべき要支援者の情報は得ていないところでございます。

ご質問にありました個別計画、要配慮者マップにつきましては、町だけで作成することは困難ですので、引き続き自主防災会と協議をする中で、作成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、本町は従前より地域力が息づいたまちであると考えています。したがって、本町の有する地域特性も生かしながら、避難行動要支援者の方が円滑に避難ができますよう、その支援策について自主防災会と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 関係団体に名簿を提供したけれども、追加すべき要支援者の情報は得ていない、こういうご答弁でございました。でも、追加すべき人が全くいないということではないというふうに思うんです。郷之口地区におきましても、前回の防災訓練の際に、各班ごとに支援が必要な方は何人おられますかという、そういう情報も集約をされております。その方がみんな町がつくった名簿に入っているかどうかはわかりませんが、私は早急に追加すべき要支援者も含めた名簿を完成させていくべきだというふうに思いますし、ぜひとも関係団体とご協議をいただきたい。

その上で個別の支援計画、先ほどから言っております個人個人が災害が起こったときに、じゃどうすればよいのか、どこに連絡すればよいのか、そういうことを計画を作っていく。順次できるところからでも作っていくべきであるというふうに思います。

先ほどからも災害は待たないやというふうにおっしゃっておりますけれども、すぐにでも取りかかっていたいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 災害時要援護者のうち、特に避難の支援を必要とする方である避難行動要支援者については、国の指針を参考に町地域防災計画で定めており、名簿への追加が真に必要なか否かを含め、各自主防災会と協議してまいりたいと考えております。

個別支援計画につきましては、順次できるところから取り組んでいくことが肝要であると考えますので、一部の自主防災会で以前に作成いただいた災害時要援護者に係る個別計画を再点検する中で活用するとともに、さきにご答弁申し上げましたとおり、本町の地域特性を生かした中で、国が示す様式にこだわることなく、避難行動要支援者の支援策についてできるところから検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 個別の支援計画と一言で言いますが、本当にそれは容易なことではないというふうに思います。関係機関のご協力は不可欠でありますし、本当に大変な作業になると思います。が、しかしそれが災害弱者と言われる方々の命を守ることにつながるんやというふうに思います。ぜひともご協力をいただきたい。以前に作成したところがあるということでございますので、そこから始めていただいて、そのノウハウをぜひとも他地域にも広げていただきたい。次に質問をさせていただくときには、できましたというご答弁をぜひとも期待をいたしております。

2点目は、避難のあり方についてでございます。

この間の自然災害時、避難勧告や避難指示が出された地域におきましても、避難をしない方というのが多数ございました。それが被害の拡大につながったという報道もございます。自分だけは大丈夫だという正常化の偏見と呼ばれる心理が働くためだと言われておりますけれども、この正常化の偏見というのは、防災教育によって克服をすることができるとも言われております。万が一、宇治田原町で避難勧告や避難指示が出るような事態になったときに、どのようになると考えられますか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 正常化の偏見とは、目の前に危険が迫ってくるまでその危険を認めようとしない人間の心理傾向、危険を無視する心理を指す社会心理学、災害心理学用語でございます。質問にもございましたが、近年の自然災害において、この正常化の偏見が人的被害の拡大につながる可能性は、否定できないものであると考えます。そのためにも、国、都道府県、市町村はきめ細かな防災情報の提供、早目の避難を訴えてい

るところでございます。

本町といたしましては、自助・共助・公助また近助の考え方を再度検証する中で、まずは各自主防災会の中心となる皆さんに対する防災研修など、防災教育を実施することにより、避難準備や避難勧告及び避難指示の発令の際、尊い人命を第一とする速やかな避難につながるよう、意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 今、尊い人命を第一とする速やかな避難につながるように、意識の向上に努めていきたいというご答弁がございました。災害が起きた際に、自分自身はじゃどのような行動をとればいいのか。

まずは、第1次避難をどうするのか。私はもう住民の皆さん一人一人が、それぞれにふだんから考えておくのが大事かなというふうに思っております。豪雨のときと地震のときでは、避難の方法が変わりますよね。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、地域によっても避難場所が変わります。個人個人がどう行動するのか。災害が起こったときに、じゃ誰に連絡をすればいいのかなどを事前に記入しておく災害・避難カードというのがございますが、これが有効ではないかというふうに思います。

西日本豪雨で浸水被害を受けました倉敷市のある地区では、多くの方が自宅などに取り残され、50人以上が亡くなったという地域がございましたが、同じように被災をした愛媛県の大洲市の三善地区では、犠牲者がおられませんでした。決め手の一つが災害・避難カードだということでございます。住民が地域の危険度や逃げるタイミング、逃げ場所を記入して事前に把握をしておくことで、逃げ遅れを防いだというふうに言われてございます。避難カードは防災力の強化にもつながると考えますし、また先ほどご答弁にもありました住民意識の向上にも寄与するかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 住民の皆様がふだんから避難についてお考えいただくことは、大変重要なことと認識しております。本町といたしましては、平成28年3月に改定しました防災マップの啓発面において、事前に各家庭や地域で避難経路を考え、避難場所を決めておくことの重要性をお示ししているところでございます。ご自分の避難すべき場所等を防災マップに書き込む形とは現在になっておりませんので、マップ改定の際、啓発面等の一部で、災害・避難カードとしての利用ができますよう、検討してまいりたい

と考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 避難カードを防災マップに書き込めるようにするということがございますけれども、避難カードというのは常時目につくところに置いておくと、貼っておくということが重要でございます。その利用法についても、きめ細やかな説明や、またそれに応じた避難訓練も必要かと思えます。秋に防災訓練も予定をされておりますし、また各地区におきまして自主防災会の防災訓練などが実施をされると思えますけれども、そういった際にもしっかりと説明をしていただいて、活用ができますようお願いをしたいと思います。

次に3点目ですが、避難所についてお聞きをいたします。

この間、全国各地で自然災害による甚大な被害が起きていることは、先ほども申し上げました。今年7月の西日本豪雨では、連日の暑さもございまして、避難所での過酷な状況が日々報道をされました。20年前に阪神・淡路大震災が起きましたけれども、当時の避難所の状況と今の状況というのは、余り変わっていないというふうに思います。万が一のことを考え、指定避難所へのクーラーの設置や、またプライバシーが保てるよう、パーテーション等の整備が必要ではないかと思えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 自然災害は、いつどこで発生するかわからないのが現状でございます。ご質問にもございましたように、今年の7月の西日本を中心とした豪雨災害では、近年ではまれな早い時間からの酷暑により、避難された方が過酷な避難生活を送られている姿が、日々報道されているところでございます。

現在、本町では、パーテーションは10セット、16部屋分備蓄をしておりますが、大規模災害が発生した場合、避難生活が長期化することも考えられますので、今後につきましても計画的な備蓄物資、備蓄資材の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 避難所につきましては、私は大変多くの課題があるというふうに認識をしております。備蓄物資や備蓄資材の整備だけではなくて、本当に大規模な整備も必要ではないかというふうに考えております。例えば今パーテーションについてはご答弁いただきましたけれども、クーラーの設置についてはご答弁がございませんでし

た。また、高齢者に対してはトイレの洋式化等々も必要かというふうに思いますが、そういう大規模な改修について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） トイレの洋式化につきましては、一部避難所で実施できているものの、全ての施設で洋式化、冷暖房設備は完備できていないのが現状でございます。冷暖房設備、またトイレの洋式化とともに改装費用に莫大な予算を伴いますことから、今後施設の更新時等に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 冷暖房設備やトイレの洋式化については予算がかかるので、施設の更新時等に検討するというところでございましたけれども、それは決して近々のことではないんじゃないでしょうか。例えばマンホールトイレとか、スポットエアコンといった大規模な改修等も必要がないようなものも、備品として準備をしておくべきと思いますがいかかでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） マンホールトイレにつきましては、今後整備を計画しています防災公園で全体の配置計画等を検討する中で、可能であれば整備をいたしたく考えます。また、スポットエアコン、スポットクーラーにつきましては、各避難所に1台ずつ整備すればよいといったものではなく、各避難所に複数台の整備が必要となることから、避難所への配備物資、機材の計画をする中で、整備の有無を踏まえ、今後検討したく考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） スポットエアコンも1台では足りないということなので、それは複数台設置すればいいと思いますよ。本当にこれだけの酷暑が続いております。先ほどからのご質問にもございましたように、今後もやはり温暖化の影響というのは、私は避けられない。特に豪雨や台風等々は、夏にやってくる場合が多ございますので、必要かどうかの有無も含めというふうにございましたけれども、私はもう必要やというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと避難所につきまして、1つお願ひがござひます。

一昨日の台風21号の教訓として、ぜひともお願いしたいんですが、台風21号は本当に大変な暴風雨で、関西圏を中心に甚大な被害をもたらしました。宇治田原町でも停電や倒木など、住民生活に大きな影響を来したところがございます。夜を徹して対応に当たっていただきました町職員の皆さん、また関係者の皆さん、本当にご苦労さまであったというふうに思います。

ただ、避難所が朝10時の段階で、住民体育館と奥山田ふれあい交流館が開設をされました。その後、12時半だったと思いますが、田原小学校、宇治田原小学校が開設をされました。私、住民体育館にお昼前にちょっと行ったんですが、避難された方の中に、郷之口にお住まいの方でひとり暮らしの高齢女性がおられたんです。車の運転ができないし、家に1人でのびるのは怖いので、自転車で雨の中を避難してこられたということでございました。避難所というのは、特に避難自体が困難な方にとっては、できるだけ近くというのが基本であるかというふうに思います。

今後、避難準備情報が出された段階において、早目の避難、早目の避難というふうに言われております中で、安全に避難ができるようにご配慮をいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、4点目の災害対策本部のサブ拠点についてお聞きをいたします。

くしくも先ほどからもございましたように、今朝方、北海道で震度6強の地震がございました。被害も徐々に報道されてございますけれども、本当にこれ以上被害が広がらないことを祈るばかりでございます。

さて、災害対策本部となる我がまちの現役場庁舎は、今回のような大規模地震がもし起きた場合には、倒壊する可能性が非常に高うございます。役場庁舎が被害を受けて使用不能となった場合には、総合文化センターをサブ拠点として、可能な部分について庁舎機能を移転し、非常時優先業務を実施するとされておりますけれども、総合文化センターにその機能を果たせるだけの設備が整っているのかどうか。例えば停電した場合の発電機や通信手段、情報システム、飲食料の備蓄などの整備状況についてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 本町地域防災計画には、災害対策本部は町役場に設置するが、庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、総合文化センターに本部を設置するとなっております。ご質問にもありましたが、役場庁舎が被災した場合は、住民体育館などに

設置しています備蓄倉庫の発電機の使用、また通信手段としましては、衛星電話などを利用することにより、業務の継続を図ってまいります。できる限り使用可能なツールを利用することにより、庁舎機能を移転し、非常時優先業務を実施してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 発電機については、住民体育館のものを使用するというご答弁でございました。サブ拠点となる文化センターに発電機がないことに、改めてちょっと驚いております。住民体育館につきましては、災害の場合は避難所となりますので、そこも発電機、当然必要ですね。現在ある発電機で、住民体育館と文化センターの両方に電気を確保することができるのでしょうか。

本年3月に業務継続計画をつくっていただきましたが、もし役場庁舎が被災した場合、現状のツールで本当に計画どおりに業務が継続できるのかどうか。文化センターにも職員のための飲料水や食料、簡易トイレなどの備蓄も、私は必要であるというふうに思います。住民情報等を管理する業務システムは、役場庁舎が被災し、サーバーが損傷した場合に文化センターでも利用できるのでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 現在、保有している資材、物資等で全てが充足できるものではありませんが、食料や飲料水について、必要であれば職員用に備蓄食料を共有するなど、使用可能なものを総動員する中で災害時には対応したく考えており、不足する部分につきましては、京都府や協定市町等と相談する中で対応してまいりたいと考えております。

今後につきましても、それぞれの必要性を検討する中で整備、拡充に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 文化センターへの発電機については、ご答弁がございませんでした。住民体育館にある発電機は1つだけでございます。それを文化センターに持ってくるなど、私はそんな非現実的なことでは困るんじゃないかというふうに思います。

一昨日、我が家も10時間以上にわたって停電をしました。全く本当に何もできなくて、情報源というのは携帯電話だけでございます。また、住民さんからの問い合わせ等々で携帯電話も使用しておりましたので、充電がだんだん減っていくことに大変な不安を覚えたわけでございます。先ほども北海道では、携帯電話の充電をするために住民

の皆さんが大勢市役所に並んでいるといったような報道もございました。電気の重要性というのは、本当に言うまでもございません。そういう機能も、住民に対する電気の供給という意味でも、役場庁舎、また災害対策本部というのは担わなければならないというふうに思うんです。

町長も議員時代に、もう随分前になりますけれども、サブ拠点について質問されておりましたよね。そういうふうに私は記憶をしておるんですが、文化センターへの発電機の配備、またそのほか先ほどから色々申し上げております点につきまして、業務継続が本当にできるように、ぜひともこの間の災害を教訓に、必要な対策を強くお願いしておきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後に災害に強いまちづくりについて、お伺いをいたします。

災害が起きた際に最も重要なのは、当然、命を守ることでございます。しかし、この間報道等でここ最近の被害の状況を目の当たりにしたときに、住宅の倒壊、今回の北海道でもたくさんございましたけれども、また土砂の家屋への流入、更には浸水等により被災した場合、もう本当にその後の生活に非常に大きな支障を来すということは明らかでございます。自然災害というのは本当に避けられないと思いますけれども、その中でいかに防災、減災するかが重要でございます。

例えば一般家庭が倒壊しないように、耐震化を推進することや、地震後の火災を防ぐための感震ブレーカー設置についての補助、また河川の整備など、真に災害に強いまちづくりにもっともっと積極的に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 耐震診断につきましては、町の広報紙または防災訓練等で、機会あるごとに啓発を行っているところでございます。地震による火災被害を未然に防止する感震ブレーカーにつきましては、内閣府、消防庁、経済産業省により普及啓発を図るため、広報をされているところでございます。本町におきましても、感震ブレーカーに対する普及促進の広報も行ってまいりたいと考えているところです。

また、河川の抜本的な整備には膨大な時間と費用を伴いますため、引き続き京都府に要望をしてみたいと思います。

また、洪水ハザードマップの活用により、住民の方々に危険箇所を知っていただき、早目の避難に結びつきますよう、啓発も進めてまいりたいと考えますので、ご理解賜わ

りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 一般住宅の耐震化については、担当課によりまして広報等もしていただいていたたり、簡易な改修にも補助をしていただいたりということで、ご努力はいただいているのは承知をしておりますけれども、実際、耐震化が進んでいないというのが現状やというふうに思うんです。

今のご答弁は、これまでやってきたことと全く同じなんですよ。これだけもう何回も言いますけれども、毎年のように災害が起きる昨今、本当に住民の命や財産を守り、生活や生業を守るために、もう私は役場としてできることは、本当に何でもやるというような姿勢で取り組んでいただきたい。例えば耐震改修補助金をさらに町で上乘せして増額する。住民の皆さんが、それだけ補助してくれるんやったら考えてみようかと思っただけのぐらいの補助金をつくる。

また、感震ブレーカーにつきましても、町が想定している地震の場合は、被害想定で言いますと火災で消失する家屋が300棟ということになっているんです。これが感震ブレーカーをつけることで、幾らか消失が免れるのではないか。住民の家屋が守れるのではないかというふうに思います。感震ブレーカー、先ほど補助と言いましたけれども、そんなに高額なものじゃないんです。私はもう全ての住宅に町がつけてもいいというふうに思っているぐらいでございます。

また、浸水想定区域のご家庭には、浸水しないような設備をつけるとか、色々あると思います。今、町としては防災公園、計画をしていただいておりますけれども、私も防災公園が要らんとか、必要ないとか、そんなことを言うつもりはございませんが、ただ、防災公園よりも優先すべきことがあるんじゃないかなというふうに思っております。

町長にお聞きをいたします。町長はいつも安心・安全と言っておいでですけれども、本当にこれだけ災害が頻発する昨今の情勢を考えたときに、今までどおりの施策のまま広報や啓発をすると、これだけでは住民の安全や命が守れないというのが今の現状ではないかと思えます。さらに、防災・減災対策が進むように、真に災害に強いまちづくりをするために、私がこれまでる申し上げました内容も含めまして、新たな施策または現施策の拡充につきまして、予算措置も含め、検討いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご質問にお答えを申し上げます。

持続可能な財政運営を推進するためにも、真に何が必要か見きわめていく必要があると考えておるところでございます。そのためにもより効果的な広報、啓発を実施するとともに、また近隣市町の動向も参考にしながら、防災・減災対策に有効な施策をしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われますようお願いを申し上げます。

また、今、今西議員がおっしゃるとおり、防災・減災対策を進めていかなければならないのは言うまでもなく、真の災害に強いまちとするためには、まさしく今現在、整備を進めております防災交流拠点となる新庁舎の建設、またマンホールトイレを整備する防災公園、また命を守る道、リダンダンシー効果のある道、都市計画道路、宇治田原山手線は、住民の生命、身体、財産、暮らしを守る最重要の柱の一つであることを強く申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

次回は明日9月7日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集を願います。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

延 会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 山 本 精